

中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設計画と反対運動：戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(4)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

76

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

287

(終了ページ / End Page)

374

(発行年 / Year)

2009-03-09

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004879>

【研究ノート】

中部山岳国立公園内の黒部第四発電所 建設計画と反対運動

—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（４）—

村 串 仁三郎

目 次

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（１）

はじめに

1 戦後後期の国立公園政策の新展開（前々号）

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（２）

2 戦後後期の国立公園をめぐる自然保護運動

（１）日本自然保護協会の設立とその活動（前号）

（２）戦後後期の国立公園内における産業開発と自然保護

① 阿寒国立公園内の雌阿寒岳硫黄鉱山開発と反対運動（前号）

—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（３）—

② 中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設と反対運動（本号）

—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（４）—

はしがき

1 戦前の黒部第四発電所建設計画と敗戦直後の同計画の復活

2 黒部第四発電所建設計画の概要と計画反対運動

3 黒部第四発電所建設計画申請と日本自然保護協会の反対運動

4 国立公園審議会による計画承認と日本自然保護協会の妥協

5 黒部第四発電所建設計画と立山観光開発

6 付論—梅棹忠夫のクロヨン礼賛論批判

7 小括

③ 国立公園内の尾瀬・上高地の電源開発計画と反対運動（以下次号）

④ 北海道２国立公園内の大雪山層雲峡・豊平峡電源開発と反対運動

⑤ 野熊野国立公園内の北山川電源開発と反対運動

⑥ その他

はしがき

本稿は、私の戦後の国立公園研究の第2章「戦後後期の国立公園制度の調整・拡充」の第2節「戦後後期の国立公園をめぐる自然保護運動」のうち、自然保護を目指した黒部第四発電所建設計画反対運動について考察したものである。

すでに「阿寒国立公園内の雌阿寒岳硫黄鉱山開発と反対運動」については前号で論じたところである。もちろん自然保護運動は国立公園内に限られるわけではないが、国立公園内の自然保護運動は、自然保護運動の中心的存在であり、それゆえ自然保護運動の最重要な課題である。

雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画反対運動が、戦後後期に直面した自然保護運動において、本質的に敗北したとはいえ、一定の力と成果を示したケースとして注目されるとすれば、中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設反対運動は、国立公園内の電源開発にたいする反対運動が、十分に組織されず、壮大な産業開発計画の前に敗北し、自然保護運動の困難さを象徴的に示すケースとして注目される。

ここには、自然保護と産業開発の抱える問題点や矛盾が提起されていて、自然保護を考えるうえで実に多くの貴重な教訓をわれわれに提出している。小論は、そうした問題意識をもとに、これまでほとんど問題にされてこなかった自然保護のための黒部第四発電所建設計画反対運動について検討するものである。

1 戦前の黒部第四発電所建設計画と敗戦直後の同計画の復活

戦後後期の国立公園内の自然保護問題で、雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画に続いて最も重要な問題は、黒部第四発電所建設計画であった。

戦前の黒部溪谷における第一、第二、第三発電所建設問題については、

すでに拙著『国立公園成立史の研究』で詳しく考察したところである⁽¹⁾。

日本電力の黒部第一発電所の建設計画は、1920年に認可をうけて1923年に着工し、1927年に完成した。黒部第二発電所の建設計画は、1926年に認可をうけて1929年に着工し、一時中断し1938年に再開し、1940年に完成した⁽²⁾。

それぞれ自然破壊をもたらすとして激しい反対運動に遭遇しつつも、日本電力は、計画反対に一部妥協しつつ発電所建設を敢行した。第三発電所建設計画にたいしては、国立公園法制定運動が盛り上がっていたこともあって、国立公園所管の内務省、天然記念物がらみの自然保護に関連して文部省、国立公園協会は、激しく反対運動をおこなった。しかし計画絶対反対の運動は、最終的には一部計画変更を条件に妥協せざるをえなかった⁽³⁾。

戦後に実現されることになる黒部第四発電所建設計画は、「すでに大正年代から東洋アルミニウムがこれに着目し、剣川地点として水利使用の許可申請をおこなっており当時から貯水池式の計画があって各種の調査が行われていた。」⁽⁴⁾

1928年に東洋アルミニウムを合併した日本電力は、爾来「きわめて積極的に、黒四地点の地形測量および地質・流量・気象各般にわたる調査を実施し、そのうえ工事実施の認可申請をおこなうなど、開発計画」をすすめていた。この計画は、「ダムの高さ120m、最大使用水量30m³/秒、最大出力126,000KWという、当時としては画期的大規模の開発計画」であった⁽⁵⁾。これがいわゆる第4期計画であり、黒部第四発電所建設計画であった。

この黒部第四発電所建設計画にたいしては、国立公園行政当局、国立公園協会などは、初めから絶対反対という立場をとってきた。

1929年11月号の『国立公園』誌の柳下鋼造論文「黒部溪谷の保存について」は、「祖母谷出会より上流、平の小屋に至る迄の所謂黒部の神秘境」の破壊をもたらす1935年完成の第三計画、その後の第四計画にたいして「計画の放棄」を要求した。その後国立公園協会は、1929年11月18日に「黒部風景問題協議会」と称して、内務省衛生局長赤木朝治、農林省林業課長、公私林業課長、文部省宗教局保存課長、史蹟名勝天然記念物保存協会、大

日本山林協会や新聞社など各界から関係者を集めて黒部電源開発反対大集会を開き、「黒部溪谷勝景保護に関する建議」を採択して、関係方面に配布した⁽⁶⁾。

1930年1月の『国立公園』誌で、今度は当時の国立公園制定運動の中心人物であった田村剛が「黒部溪谷の風景」と題する論文で柳下と同じく第三期、第四期の計画の「撤回」を求め、「往々にして電気水力と風景との協調を唱えるものもあるが、黒部溪谷の如き風景の原始性を生命とするものに於いてはその協調の妙案は見出せない」と絶対反対を表明した。

この反対論で注目しておくべきことは、田村が、「日本電気会社の計画に係る猿飛上流の権利を放棄せしむる場合は、その代償として現在県が利権を獲得したるまま全然手を染めざる本流宇奈月下流の分並びに支流黒薙水路の二ヶ所の権利を会社に譲らるるは一案である」⁽⁷⁾と、第三、第四発電所の絶対反対の代替案を提起していることである。

1931年国立公園法が制定され、田村剛ら国立公園制定派は、国立公園委員会で黒部溪谷を中部山岳国立公園の一部に指定し、第三期、第四期の電源開発計画を中止させようと努力した。しかし委員会内部でも意見がわかれ、また1931年11月に富山県は、黒部第三発電所建設を大幅な条件を付けて認める県の諮問委員会答申をうけて承認の方向へ傾いた⁽⁸⁾。

その後も田村らは、国立公園委員会で第三期、第四期の計画に反対し中止のために努力したが、結局、国立公園委員会は、1934年に第三発電所計画を条件付で承認することになった⁽⁹⁾。そして第三発電所建設は、1931年に着工して1940年に完成した。第四発電所計画は、曖昧なままであったが、戦時下に電力国家管理がおこなわれ、日本電力が日本発送電に吸収されたため、中断され消滅してしまった⁽¹⁰⁾。

敗戦後、電力不足が深刻化する中で、戦時に黒部川の発電所を日本電力から引き継いだ日本発送電は、1949年頃から、黒部第四発電所建設計画を復活させ、そのための調査を再開した。

「その際に開発計画は、新たな観点から建て直され、河水の有効利用を目

標として、貯水池の容量を増大する方向に向けられた」。その当時の計画では、「ダムの高さ176mその体積213万 m^3 、有効貯水量1億4,700万 m^3 、最大使用水量30 m^3 /秒、有効落差533mであり、最大出力137,000KW」で、戦前の計画をやや上回った⁽¹¹⁾。

この計画案は、いわゆるKAOS構想（黒部のK、青木湖のA、大塩貯水池のO、犀川のSをとってKAOS）といわれるもので、建設期の「資材等の工事現場への輸送方式」は、「長野県側からダム地点まで、鉢ノ木岳の下を貫通」させ、「このトンネルは、建設完了後導水路として利用し、黒部川の水を長野県の犀川に流域変更し、長野県側でさらに発電を行なうとする案であった」。しかし計画案は、日本発送電の解散によって流産し、その後中止された⁽¹²⁾。

1950年6月朝鮮戦争が起きて、日本の産業界は特需にわき、政府は、それにもなって大規模な電源開発をすすめ、10月に電気事業再編令を公布し、1951年5月に民間9電力会社が発足し、10月には電源開発5ヵ年計画が発表された。1952年7月に電源開発促進法が公布され、特殊法人電源開発株式会社が設立され、電源開発が大規模にすすめられた⁽¹³⁾。

電力再編の結果、1951年5月に設立された関西電力は、日本発送電が解散したため黒部第四発電所建設計画を引き継ぎ、1951年9月から建設の許可をえるための再調査を積極的にすすめた⁽¹⁴⁾。

そして当初のKAOS構想による黒部第四発電所計画を改め、関西電力は、黒部川下流の設備を増強する本流案を主体にした計画をたてた⁽¹⁵⁾。

地元富山県では、早くも関西電力の計画に抵抗が生れた。

一つは、黒部川下流の農民による発電所建設にたいする反対運動であった。1951年2月7日の『朝日新聞』の富山版は、つぎのように報じた。

田に冷水害をもたらすというので黒部川第四発電所の建設に反対している下新川郡入善町冷水害対策農民総決起大会は、六日午前十時から入善中学校で、米沢町長をはじめ、農民二千人が集って開き、地区代表八人の意

見発表の後、次の通り決議し、実行委員二十人を決め、近く県へ陳情する。

県は発電事業で水温が下らないような具体案を示し、下流農民が納得のゆくまで発電所の水利権を認めないこと、発電事業による冷水害と流砂を防ぐ施設を充実し、流水客土が早く終るように促進する。

この決起大会は、黒部川筋の農業委員、農協、農業共済組合幹部、農民らによって準備されたもので、米の増産対策と黒部第四発電所の建設反対のために開かれた。この運動は、詳しいことは不明だが、1955年に黒部川第四発電所計画が国、県で承認されるまで続いた。

他方、もう一つの問題は、関西電力の黒部第四発電所建設のための水利権問題であった。戦前に獲得していた第四発電所建設水利権を関西電力は継承していたが、1951年9月25日にその権利が切れるので、富山県は、関西電力の水利権延長の申請を認めるか否かが問題であった。

しかし地元富山県では、資源地元帰属論・属地主義があり、関西電力帰属への反対が強かった。したがって、1951年9月25日の水利権の期限切れに際して、富山県がどのように対応するかが注目された。

1951年9月27日の『朝日新聞』の富山版は、つぎのように報じている。

水利権満期を機会に県としては関西、北陸間に横たわる電力問題の政治的なふくみからも一たん関西電力から同水利権を引上げるのではないかと想像されるが、許可するにも県がどのような条件をつけるか、またむざむざ関西電力へ許可することを県民の世論が支持するだろうか、同問題は今後複雑微妙な種を残している。

1952年3月23日の『朝日新聞』富山版によれば、1952年3月の県議会では、関西電力に水利権を認めるか否かで激しい論議が闘わされた。とくに「電源開発によって地元では山がひどく荒れ、川の水温が下がるなどの損害がある。本県で電源を開発して、そっくり関西産業に回すのは不公平」（副

知事)である、「水の損害だけを本県へ残して、電気の利益だけを関西に与える開発には協力できない」(県議)などの批判が続出した。

しかし1952年8月22日の『朝日新聞』富山版は、「黒部川水系の未開発電源黒部川第四発電所についての水利権を〈一両日中に無条件で関西電力へ許可するつもりだ〉と二十一日、高辻県知事が語った。」と報じた。県民の反対が強かったにもかかわらず、関西電力に水利権を認めたのは、結局、「黒部川第四発電所の開発能力をもつものは関西電力以外にない」ということのようにであった。

こうして富山県知事が関西電力に水利権を与えた背景には、中央政界の圧力のほか、黒部第四発電所計画が、立山・黒部の観光開発に大きく貢献するという構想をともなっていたことが挙げられる。『朝日新聞』富山版、1951年10月16日、を参照。

ともあれ関西電力は、水利権をえられるかどうかの難関を乗り越えて黒部第四発電所計画の実行をすすめた。

他方、黒部第四発電所計画に許認可を与える厚生省には、まだ1951年段階には、正式に問題が提起されていなかった。1951年7月11日に開かれた第7回国立公園審議会は、「中部山岳公園計画および事業の一部決定諮問については特別委員会を省き、原案通り可決」⁽¹⁶⁾したが、黒部第四発電所計画そのものが、論じられたかどうか不明である。

同年9月19日に開催された日本自然保護協会設立の第3回準備会は、尾瀬、北山川とならんで提起された黒部第四発電計画案について対策を協議したが⁽¹⁷⁾、しかし詳しい内容は明らかではない。

続いて10月17日に開催された第4回日本自然保護協会設立準備会は、新たに組織を確立して出発したが、10月23日に開かれた日本自然保護協会理事會事会においても、11月25日の評議員会においても、まだ、黒部問題について論議するにいたっていなかった⁽¹⁸⁾。

1951年11月16日に新委員により開かれた第8回国立公園審議会においても緊急動議で雌阿寒岳問題が協議されたが、まだ黒部問題は話題にされ

なかった⁽¹⁹⁾。

黒部第四発電所計画が中央で問題になるのは、1953年に入ってからである。関西電力は、1953年7月に、中央電力研究所との合同調査に参加し、国立公園審議会も、この調査に便乗して黒部溪谷の調査をおこなっている⁽²⁰⁾。

関西電力は、調査を進捗させて、1955年6月には、黒部第四水力調査所をダム近くに常設し、調査をすすめ、黒部第四発電所建設の最終的計画案をまとめた。この最終的計画案は、旧計画を大幅に変更して作成された。

注

- (1) 拙著『国立公園成立史の研究』第2部第5章一(2)立山・黒部、を参照。
- (2) 黒四建設記録編集委員会編『黒部川第四発電所建設史』、関西電力、1965年、28頁、31頁、32-3頁。
- (3) 前掲『国立公園成立史の研究』、317-334頁。
- (4) 前掲『黒部川第四発電所建設史』、36頁。
- (5) 同上、36-7頁。
- (6) 前掲『国立公園成立史の研究』、319-20頁。
- (7) 同上、324頁。
- (8) 同上、327-9頁。
- (9) 同上、331頁。
- (10) 前掲『黒部川第四発電所建設史』、36頁。
- (11) 同上、36頁。
- (12) 同上、37頁。
- (13) 前掲『自然保護のあゆみ』、118頁。電源開発史編纂委員会編『電発30年史』、電源開発会社、1984年、270-2頁。
- (14) 前掲『黒部川第四発電所建設史』、37頁。
- (15) 同上、38頁。
- (16) 前掲『日本の国立公園』283頁、『国立公園』No.22、25頁。
- (17) 『国立公園』No.24、30頁。
- (18) 前掲『自然保護のあゆみ』、99頁。
- (19) 『国立公園』No.25、17-8頁、30頁。
- (20) 前掲『黒部川第四発電所建設史』、185頁。

2 黒部第四発電所建設計画の概要と計画反対運動

黒部第四発電所計画が表面化したのは、1955年になってからである。1955年に入って、日本自然保護協会は、尾瀬の電源開発問題が着々と進行していることを憂慮しつつ、ようやく黒部峡谷における第四発電所建設計画についても検討を開始した。

この第四発電所建設計画の概要は、当時の『電気新聞』（1956年6月27日）によれば、以下の如くであった⁽¹⁾

黒部第四発電計画の概要

関西電力ではかねて計画中の黒部川第四発電所二十五万八千KW開発に伴う関係官庁の諸認可が今月（六月）中に得られる見通しにあるので、七月早々から着工することとなり、二十三日平井建設所長からその最終計画を次の如く発表した。それによれば三十五年八、九月頃までにダムを百十メートルまで打ち上げると共に発電機二台の据付を完了して十月には第一期十五万四千KWを行い、三十七年十一月に最終計画の二十五万八千KWを完成する目標であり、総工事費は三百七十億円の予定である。

一、運搬ルート

堰堤のコンクリート打設量は最盛期になると一日平均四千立方メートル以上となり、その為には一日一万吨の骨材と八百トン以上のセメント輸送が必要となり、この輸送ルートの選定如何が工期を大きく左右する重要な要素となるので従来から大町ルート（総延長二十五・二キロ）立山ルート（同五十四・六八キロ）宇奈月ルート（同五十・五四キロ）の三案について慎重な検討が重ねられた結果、隧道五キロを含む大町ルートをメイン・ルートとし、立山、宇奈月の両ルートを補助ルートとする方針が最終的に決定された。そこで先ず来月早々から長野県大町市の専用駅からダムサイトに至る巾九メートル、延長約十六キロの専用道路、及び巾七メートル、

約五キロのトンネル工事に着手、来年七月これが完成と共に直ちにダム工事に着手するが、この道路完成に次いでダム点から発電所地点に至る資材輸送用のトンネル約十キロ（経四・五米）の開さく工事に着取して三十三年秋までに完成せしめるが、トンネルの掘さくには最新鋭の土木工法が採用され、一日平均十メートルの掘さく能力を持つ機械力が最高度に駆使される。

二、計画の特長

(1) 黒部川（流域七百八十七キロ）は本邦まれに見る最多雨地帯であり、平均河川勾配四十分の一の有利地形であって、その降水は台風時の豪雨の如く、一時に多量に降るのでなく、年中間断なく降るので水力発電としての利用度が高く冬期最渇水時の出力増加は三十万KW以上である。

(2) 下流増設後の年間発生電力量約十九億三千五百KWHに上り、その三十%の六億一千四百万KWHが冬期（十二月～三月）に発電され、火力代用としての機能を高度に発揮する。

(3) 建設単価一KW当り十四万三千四百二十円、一KVH当り三十三円三十三銭（以上自己分）であるが、黒四完成後の下流増を考慮した場合の一KVH建設単価は二十六円八十七銭となり、優に新鋭火力に匹敵する。

(4) 貯水池築造に伴う家屋、土地等の補償物件が皆無であり、工事区域全般にわたり、国立公園地帯として鉦区禁止区域の指定がされている。

(5) 地形上アーチダムの築造可能であり、重力式に比べて約百万立方メートルの骨材が節約され工事費の低減が期待される。

(6) 下流洪水被害軽減に大きな役割を果すことになり、既設の下流発電所群の洪水被害を減少し、停電の減少、修繕費の減少等が期待出来る。

(7) 奥地資源開発を促進し、国立公園としての黒部峡谷が観光地帯として一躍脚光を浴びる。

三、黒四計画の概要

黒部川第四発電所は黒部川の最上流（富山県中新川郡立山町御前沢標高一千四百メートル）に高さ百八十二メートルのアーチダムを築造して約二

億立方メートルの貯水を行い、延長約十キロの水路によって最大（毎秒）五十四立方メートルを発電所に導水して最大二十五万八千KWの発電を行う計画であり、完成の暁は我国最高のダムが出現するほか（一）高水圧の長大水路（二）発電機一台の容量（三）縦軸ペルトン水車の容量（四）水圧鉄管（五）地下式発電所及び二十七万五千V開閉所等々において注目すべき記録的工事となる訳であるが、その概要は次の通りである。

△発電所出力…最大二十五万八千KW、使用水量最大五百四十五立方メートル（毎秒）有効落差最大五百六十メートル

△ダム…（型式）アーチ式コンクリートダム（高さ）百八十二メートル（堤頂長）五百二十六メートル（堤体積）一千六百万立方メートル（総貯水量）一億九千九百二十八万立方メートル（利用水深）六十メートル

△水路…（導水路）内径四・八十メートル（延長）九千八百八十三メートル（水槽）水室式調圧水槽、内径五メートル、高さ百四十二メートル

△水圧管路（地下式）…水圧鉄管内径二・〇～一・六メートル、延長七百六十六メートル三条

△発電所（地下式）…巾二十六メートル、長さ九十三メートル、高さ四十一メートル

△変電所（地下式）…巾二十一・五メートル、長さ四十八メートル、高さ二十四メートル

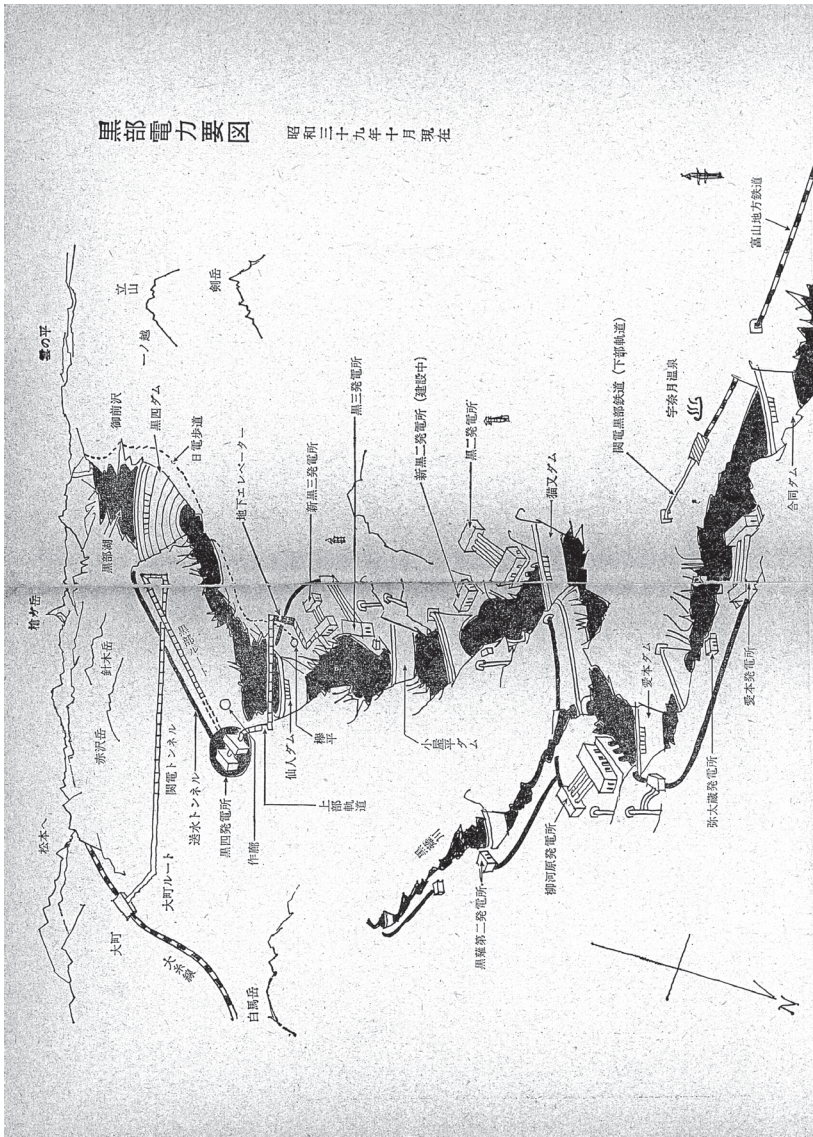
△開閉所（地下式）…巾十七メートル、長さ百九十五メートル、高さ十九メートル

△放水路…内径五メートル、延長一千三十九メートル

△電気機器…（水車）縦軸単輪六射型ペルトン、出力九万KW三台（発電機）縦軸三相交流発電機、九万五千KVA三台（主要変圧器）三相送油水冷式屋内型、九万五千KVA三台

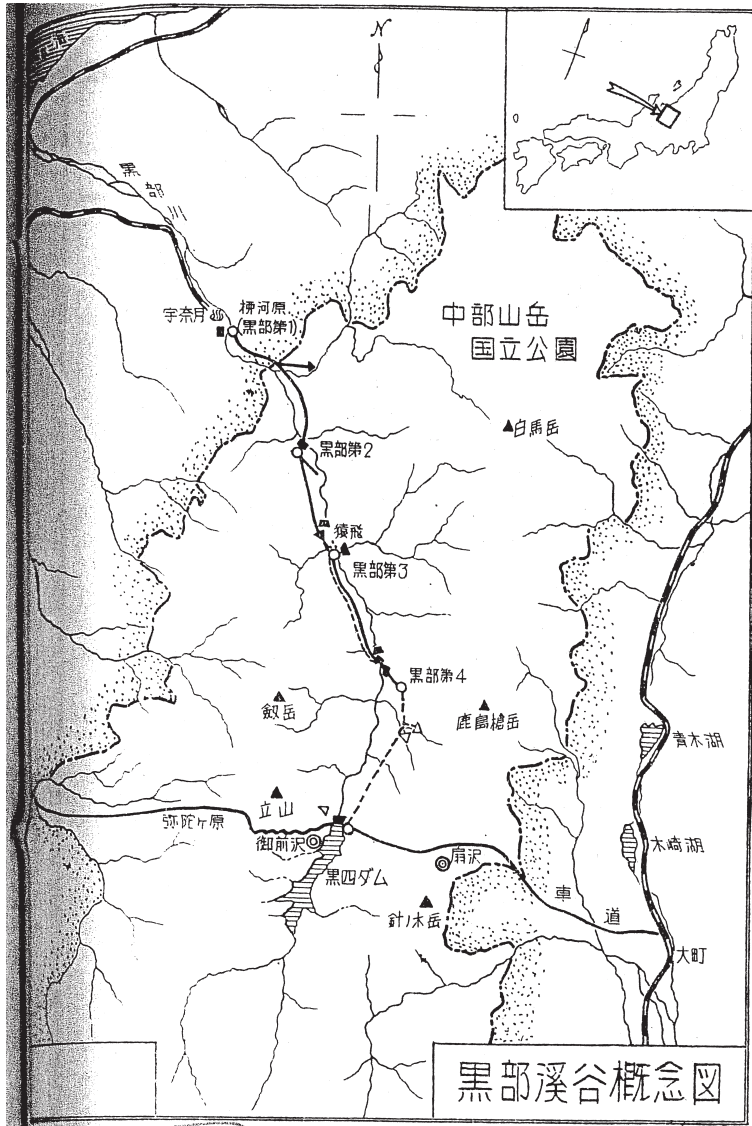
△主要資材…（セメント）五十七万トン（鋼材）一万六千トン（労務者）延三百十万人。

図1 黒部第四発電所のイメージ図(1)



注 木本政次『黒部の太陽』の裏表紙による。

図2 黒部第四発電所のイメージ図(2)



注 『国立公園』No.163, 2頁。

図1, 図2に示したように、黒部第四発電所計画の特徴は、1, ダムは、御前沢辺にアーチ式の高さ182メートル、堤の長さ526メートルに構築し、2, 第四発電所は、第三発電所近くの仙人ダム上部に、外界からまったく見えない地下に建設し、そこまでダム地点から地下トンネルで導水する。3, 大町から資材輸送用に掘削したトンネルは、完成時に観光用道路に使用する。さらにダム湖と立山室堂をむすぶ地下トンネルも大町ルートにつなげ、アルペンルートとして観光化する可能性をもっている。4, 工事の際して、工事排出土石の廃棄を最少限につとめ、渓谷の景観破壊も最少限にとどめる。5, 当初総費用250億円、最終的には370億円という膨大な資金を投入し、人跡未踏の秘境に近代技術を駆使しての発電所・ダム建設であった。

日本自然保護協会は、こうした黒部第四発電所計画の情報を察知し、1955年6月8日、日比谷公園松本楼において、第1回特別委員会を開催して、屋久杉の保存の問題のほか、おもに「尾瀬ヶ原黒部峡谷の電源開発に関する件」の議題で論議した⁽²⁾。

特別委員会では「田村理事長から尾瀬ヶ原と黒部峡谷の電源開発問題について概略の説明があり、続いて担当係官たる国立公園部の田中（敏）技官より詳細な説明があって懇談に入った。なお三田尾理事より別項の如き水力開発に関する意見書が提出された。」

「第四発電所の計画」については、「第三発電所より上流に発電所を建設することは、技術的に困難とみられていたが、最近に大規模のものが計画されているという。田中技官より計画の内容について詳細な説明があり、又出席の委員冠松次郎氏より峡谷の現状について詳細な説明があつた。」

「黒部峡谷の最も神秘的な上流部の保勝のことは尾瀬ヶ原問題と同様に本日は結論を出さず、今後の考究に俟つことにした。」

特別委員会は、二つの電源開発問題にたいしてさし当たっては「本日は結論を出さず、今後の考究に俟つこと」にし、尾瀬ヶ原、黒部峡谷の電源開発問題についての特別委員会を組織することにし、以下のメンバーを委

員に選出した⁽³⁾。

田村剛	東良三	井上万寿蔵	石神甲子郎	鏑木外岐雄
岸衛	本田正次	三田尾松太郎	足立源一郎	冠松次郎
佐藤久	日本山岳会	関口泰	田中啓爾	武田久吉
辻村太郎	中沢真二	松方三郎	三浦伊八郎	村井米子
吉阪俊蔵				

1951年7月9日に第2回特別委員会が、前回と同じ議題で新宿御苑集会所において開催された⁽⁴⁾。

特別委員会は、田村理事長の挨拶にはじまり、先ず尾瀬ヶ原問題の討議の後、「黒部峡谷の電源開発問題に移り、黒部の現地に最も精通せられる冠委員から、地図によって詳細な説明があつたので、出席者一同は一層理解を深め」、出席者の意見はおおよそ以下のようなものであった⁽⁵⁾。

1. 第四発電所の建設により、自然の峡谷美を失うが、他面未開発の利用施設（栈道、山小屋）が整備されて利用促進される。（但し栈道、山小屋等の利用施設のみの問題なら、他に方法が考えられる）

2. 黒部の利用期間完全放流を条件として、電源開発と景観保護の調整は不可能なりや否や、かかることは水力発電側が経済的に採算不可能となり、実際問題としてこの条件は見込がない。

3. 本発電計画全体の経済上採算可能なりや否や、又ダム埋没の問題もあり、火主、水従の傾向のある現在は、火力の方が有効でないか。

4. 事業資金の問題は如何にするか。

右色々論議されたが、全員一致で本電源開発は、開発を前提とする単なる調査と雖も反対するという結論に達した。

すでに委員の中では、観光放水と「電源開発と景観保護の調整」が話題

になっていることに注目しておきたい。

この特別委員会は、黒部の現地調査をおこなった石神甲子郎委員と黒部溪谷に精通していた冠松次郎の報告をうけて、尾瀬とあわせ黒部第四発電計画に絶対反対を決議し、「黒部川第四発電計画に関する反対陳情書」を作成し、8月18日に各方面に提出した⁽⁶⁾。

7月6日付けの「反対陳情」は以下のようなものであった⁽⁷⁾。

黒部川第四発電計画に関する反対陳情書

黒部川は日本アルプス鷲羽岳に水源を発し、約120軒を流下して日本海に注ぐ本邦最大の急流である。特に源流から上廊下、下廊下を経て宇奈月に至る間は、立山連峰、後立山連峰の間に構成された主として花崗岩の断層侵蝕谷であって、兩岸の山勢の極まる処、堅岩相迫って高峻豪壮なわが国第一の廊下状峡谷を形造っている。特に東谷から上流の十字峡、半月峡を経て、内蔵の助沢に至る8軒の下廊下では、数100米に及ぶ岩垂と激流深淵と原始林の織りなす大深谷であって、立山側から剣沢、黒部別山沢、内蔵の助沢、後立山側から棒小屋沢、下のたる沢、新越沢、鳴沢等の飛瀑急湍を懸け、その規模はわが国においては勿論、世界的にも稀のものであって、実に中部山岳国立公園の心臓部である。

然るに、従来この秘境を探るには、発電会社の設置する歩道による外、途はなかったものであるが、近時鹿島槍岳より牛首山を経て十字峡の奇勝を探り、黒部別山を経て立山に達するコースも開かれようとしている。

由来黒部川の水力発電に関しては、昭和11年に黒部第二発電所が建設されて以来、昭和14年に黒部第三発電所が建設されるまで、奇勝猿飛びを保存する等の措置により、協調を保って来た所以のものは、十字峡を中心とする下廊下の国際的に誇るに足る大深谷を保護しようとするためであった。然るに最近に至り、関西電力株式会社は、御山谷附近に高さ180米の堰堤を造り、黒部川の流水をとり、これを隧道により右岸に導き、棒小屋沢の水をも取水して東谷附近に第四発電所を建設しようとする計画を有して

いると仄聞するが、この計画が実現した場合黒部下廊下は水の無い溪谷となり、現に見る躍動する大景勝は死の谷と化するのである。

殊に昨今の世界の動力界の趨勢に徹するに、現在の水主火従の発電方式は再検討さるべき時機に際会しており、更に原子力発電の出現も近きにあるものと観測される。また一面わが国の発電地点には尚多くの余力を残しており、敢て350億の巨費を投じ、国家の至宝ともいふべき黒部の景勝を犠牲として、黒部川に高堰堤を築造発電することが、国策として果して当を得たものであるか頗る疑問なきを得ない。

本会は本件の重大性に鑑み、これが対策につき、各界の学識経験者を特別委員に委嘱して、慎重に調査研究した結果、全員一致かかる世界的大景勝を犠牲とする水力発電に際しては、断乎反対することに決したので、何卒十分御検討の上適正妥当なる御裁断を仰ぎたく陳情いたします。

昭和30年7月9日

日本自然保護協会特別委員会

陳情書は、「中部山岳国立公園の心臓部」であり「国家の至宝ともいふべき黒部の景勝」を守るために「断乎反対」を主張した

他方、関西電力は、1955年度調査工事のために、1955年7月28日に、中部山岳国立公園特別地域内工作物新改築・土石採掘・木竹伐採の許可を申請して許可をえた⁽⁸⁾。

すでに国立公園審議会は、黒部第四発電所建設計画実施のための調査を認めていることから、黒四電源開発計画そのものを認める方針に傾いていたのではないかと察せられる。

1955年9月には、三浦伊八郎東大教授その他国立公園審議会委員、および児玉厚生次官は、関西電力中江取締役の案内で、立山一の越～平ノ小屋～日電歩道～黒三に至るルートによる黒四開発地点の視察をおこなった⁽⁹⁾。

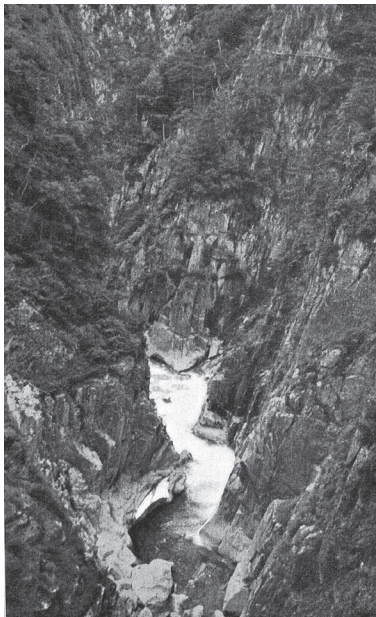
図3-図6は、第三発電所と第四発電所間の景勝地の写真である。調査団は、改めてそれらの景勝地に感嘆したことであろう。

図3 白竜峡



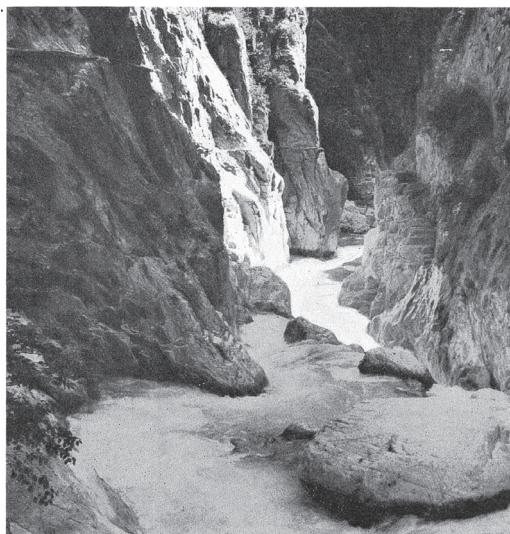
注 『国立公園』No.81, 9頁。
塚本閻治の写真。

図4 S字峡



注 『国立公園』No.81, 10頁。
関西電力の写真。

図5 下廊下釣越の土流ヘツリ



注 『国立公園』No.81, 3頁。塚本閑治の写真。

図6 十字峡



注 『黒部川第四発電所建設史』51頁より。

その後、日本自然保護協会は、1955年11月18日に第3回特別委員会を新宿御苑事務所で開催した。

議題は「関西電力株式会社黒部川第四発電所計画説明会」であった。保護協会の資料によれば、「日本自然保護協会では、黒部川第四発電計画問題に関して既に特別委員会を二回開催して対策を協議した結果、発電計画に反対することに決し、去る八月十八日付で反対陳情書を関係方面に提出したが、先般計画者たる関西電力株式会社から計画の説明方の申入れがあつたので、その説明を聴き質疑応答が行われた。」と報告されている⁽¹⁰⁾。

この特別委員会では、「先づ田村理事長は従来からの経緯を説明の上、本日の説明を聴いた上改めて特別委員会を開催するの必要あるべき旨の挨拶があつて会社側の説明に入った。」

関西電力の森副社長が「黒部川第四発電計画の必要理由」についてつぎのように述べた⁽¹¹⁾。

関西地方の電力の需要は一ケ年十五万KW位の増加であり、これに対応するため火力発電所、水力発電所を整備しているが、昭和三十五、六年度が心細い状態となる予想なので出力十四万二千KWの黒部川第四発電を計画するに至つた。

現在下流第三発電所までの出力発電は二十四万KW程度であるが、冬期渇水時には出力六～七万KWに減ずるが、十四万二千KWの新規増加の外に下流に影響して二十四万KWが稼働できる。

国立公園法に抵触しないで工事をしたいと思う。

つづいて目黒建設部長がつぎのような「計画の主要説明」をおこなつた⁽¹²⁾。

黒部川の中流御前沢、落合に高さ百八十二米のアーチダムを築造し、その上流平ノ小屋附近に有効容量一億五千立方メートルの大貯水池を築造し、流量

を貯溜調整して下流発電所の流況を改善すると共に最大出力十四万二千KWの発電所を新設する。

この工事は着工後六ヶ年で竣工の計画である。

工事の方法は長野県大町市から専用道路を造り、赤沢岳に五軒のトンネル掘鑿して材料、工事用器具機械等の運搬をする。ダムを造るために第三発電所まで右岸に水路及び作業用道路のトンネルを夫々作る予定である。ダム用の砂利は人工碎石を利用する予定である。

第三と第四の間はトンネルで水を流すのでその間川が干上つてしまうと思われるかも知れないが、そうではなく、ダム完成後全体の八十七％は発電用に使用するが十三％は流れとして残るであろう。

堰堤、トンネル掘鑿のために生ずる土砂の処理としては、新設道路の盛土にしたり、又ダムは利用水深が六十米であるから、貯水池の底の方に棄てるとか、水路、作業用道路掘鑿の分は川に棄てないで、水路の傍に目立たぬ様にして置く、発電所は地下式とするので、此の分の土砂は東谷に砂防堰堤を造って処理する。

その後、「質疑応答」がおこなわれ、「各委員から各種の質疑が出されこれこれに対する答弁を聴いたが、此の工事のために生ずる棄土、岩石類の処理によつて景観が損ずること、流れの減量による美観の減少、原子力発電との関係、経済価値その他急各般に亘って行われた。」というのが要点であった⁽¹³⁾。

なお資料は「感想」として「建設の必要理由及び計画の内容説明及び質疑応答を聴いて、感想として要約すれば次の如く思われる。」と指摘している⁽¹⁴⁾。

先づ利点を拳ぐれば（関電の一引用者）

1. 第三以下の既設発電所の最大出力二十三万六千KWは、冬季渇水のために六～七万KWに出力が低下するが、第四発電所が完成すれば、その

影響を受けて、冬期間の出力低下の憂いなく稼働できて会社にとって大なるプラスとなる。

2. 大町市からの専用道路の開鑿によつてダムサイトまで自動車で行けるようになって、峡谷探勝上の便が大きく開ける。

3. 第四発電所の点検のために必要だから第三、第四間の道路は残る。なお渓谷の栈道は修理を続ける予定で最も険岨な峡谷を觀賞出来るであらう。

4. 第四発電所の開発によつて更にその上流への登山、探勝が出来る。他面マイナスの方面を挙げれば、

1. アーチダム建設のための砂利は人工砕石による予定とあつたが、峡谷に面して採石場所をとる場合は著しく景観を損う虞れがあらう。

2. トンネル・ダム第三・第四に二つの水路、作業用道路の掘鑿による莫大な不用土砂、岩石の処理は適当に処理するとの説明であるが、斯かる大工事には莫大な不用土砂、岩石が生ずるから、狭い峡谷でこれを処理することは容易ならざるものがあることを察せられ、層雲峡の二の舞となることなきやを憂える。

3. 地下式発電所による不用の土石は、東谷に砂防堰堤を作つて処理するとあつたが、これも楽観を許さないものと感じた。

4. 第三発電所建設当時の捨石が峡谷に惨たんたる有様であるという意見に対して、現在でも峡谷は常に崩潰しているという会社側の説明であつたが、このような感じを以つて工事を施行するに於ては、一層深憂を懐かざるを得なかつた。

なお本工事の建設費その他は次の通りである。

一、建設資金 二百二十五億

二、主要材料 セメント 四十六万噸

銅材一万五千噸 勞務者 六百万人

(追記 建設規模は後更に出力二十五万八千KW、建設費三百七十億に増大した。)

以上のように、関西電力側の説明を聞いて、特別委員会の委員の中には、黒部第四発電所建設にともなう黒部溪谷の荒廃、破壊への不安が漲っていたことがわかる。

なお地元では、1955年12月8日に、黒部川流域住民、行政首長らによる「黒部川冷水対策同盟」が結成され、彼らは、12月9日には黒部第四発電所建設にたいする反対嘆願書を提出した⁽¹⁵⁾。詳しいことは明らかではないが、先にみた黒部川下流の農民が、黒部第四発電所建設計画が承認されそうになっているので、危機感を抱いて水害対策の一環として反対嘆願書を県に提出したものと思われる。

注

- (1) 『電気新聞』(1956年6月27日)。あるいは、『国立公園』第81号、1951年8月、4頁。
- (2) 前掲『日本自然保護協会事業概況報告書』(第二輯)、111頁。
- (3) 同上、112-3頁。
- (4) 同上、111頁。
- (5) 同上、112-3頁。
- (6) 前掲『自然保護のあゆみ』、122頁。
- (7) 前掲『自然保護に関する陳情書・意見書』、26-7頁。
- (8) 前掲『自然保護のあゆみ』、122頁。
- (9) 前掲『黒部川第四発電所建設史』、189頁。
- (10) 前掲『協会事業概況報告書』(第二輯)、118-28頁。
- (11) 同上、118-9頁。
- (12) 同上、119頁。
- (13) 同上、120頁。
- (14) 同上、120-1頁。
- (15) 1960年12月9日、29日付けの『富山新聞』による。あるいは村上兵衛『黒部川—その自然と人と』、関西電力、1989年、485頁。

3 黒部第四発電所建設計画申請と日本自然保護協会の反対運動

関西電力は、黒部第四発電所建設計画の準備をすすめつつ、1955年12月15日に国立公園法に基づいて建設計画の申請書を提出した。厚生大臣は、同日に国立公園審議会にこの件について諮問を提出した⁽¹⁾。

厚生大臣は、黒部第四発電所建設計画を国立公園審議会に諮問し、1956年2月16日から6月14日まで、電力関係特別委員会を6回、同小委員会を4回、計10回開催して「慎重な審議を繰り返した」⁽²⁾。

しかし当時の国立公園審議会でもどのような論議がおこなわれたかは、実に興味深いことであるが、残念ながら審議会議事録がみつからないので議事の内容が明らかではない⁽³⁾。

ともあれ国立公園審議会が、雌阿寒岳鉱山開発の申請の場合が3ヶ月で審議を終えたのに較べて、5ヶ月もかけて審議しており、建設の許可を容易に与えなかった理由は、日本自然保護協会による強力な黒部第四発電計画反対と国立公園審議会の中に保護協会に属する委員がいて、強行に反対していたからであった。

日本自然保護協会は、国立公園審議会の審議を横目でみながら、1956年4月20日に日比谷交差点のレストラン巴里において、暫くぶりに第18回評議員会を開催した。

日本自然保護協会の資料によれば、「当日は公私共多忙の評議員の方々が、三十二人出席されて盛会であつた。田村理事長の挨拶の後に」、「黒部川第四発電計画に関する件」のほか、「豊平峡の発電計画に関する件」、「有益鳥獣の保護増殖及び狩猟の適正化に関する特別措置法案について」などが論議された⁽⁴⁾。

「黒部川第四発電計画問題については、既に特別委員を挙げて研究した結果、昨年八月関係方面に反対陳情書を提出し、その後会社の計画案について説明を聞いたが、本問題は目下厚生省の国立公園審議会に諮問中で、近

く審議会の意見が纏まるであろうが、会社は早急に許可の決定を要望しており、事情は切迫している。本会としては従来反対して来たが、其の後の情勢に応じて、更に評議員各位の意見を伺いたいとの事であって、夫々活発な意見の交換が行われたが、結局、本協会としては協会の使命に鑑み、許可条件等を考慮する事なく、絶対反対の立場を取るべきであるとの結論に達し、反対陳情案文、陳情方法その他は常務理事に一任する事となった。」⁽⁵⁾

評議員会は、諮問をうけている国立公園審議会が計画を条件付で承認する雰囲気を感じ、国立公園審議会に圧力をかけるかのように、「許可条件等を考慮する事なく、絶対反対の立場」を示す陳情書を提出することを決定し、常任理事に文案を一任したのである。

1956年4月20日に日本自然保護協会は、理事長、理事、評議員連名の「黒部川第四発電所計画に関する反対の再陳情書」を作成して各界に公表した。黒部川第四発電所計画に関する反対の再陳情は以下のとおりである⁽⁶⁾。

黒部川第四発電所計画に関する反対の再陳情

本邦に傑出する世界的大景勝たる中部山岳国立公園の黒部大溪谷の核心部である下廊下を中心として、関西電力が黒部川第四発電所を設置する計画に関しては、去る7月9日付を以て反対の陳情を行い、関係各方面の猛省を促したが、其の後意外にも該発電計画は、着々として工事の進め、事態が窮迫した模様であるので、本協会に於ては、関西電力当局より開発計画の説明を求めると共に、本邦の電力事情を詳細調査の上、之が対策に就て検討を行ったが、世界に誇るべき黒部大溪谷は、国家の至宝として、現状のまま後代に遺すべき貴重な国家的文化財であるから、如何なる代償を払うも、絶対に保護すべきものであるとの結論に達し、先の意見を変更する理由なしとし、評議員会一致を以て、之が保存方を再確認の上、議決したので、標題の通り再び反対陳情を申上げる次第である。

何卒大所高所より善処せられ、之が保存方につき断呼たる御裁断を賜わ

るようお願いしたい。

昭和31年4月20日

日本自然保護協会
理事長，理事，評議員連名

日本自然保護協会がこうした反対を表明している一方で、片や政府の電源開発調整委員会は、1956年5月18日に黒部第四発電所建設計画を承認した⁽⁷⁾。黒部第四発電所建設計画が、政府内の一つ委員会で公認されたことを意味する。

しかし黒部第四発電所建設計画について、世論、マスコミはほとんど感心を示さなかった。『朝日新聞』は、わずかに1950年11月30日に、関西電力が黒部第四地点で1951年度から着工予定で発電所建設計画をすすめていると報じているだけであり、1951年1月14日には、関西電力が、電源開発会社との調整で計画案を一部修正したことを報じるだけであった。

国立公園協会の『国立公園』誌も、1955年から56年に計画が承認される6月14日に国立公園審議会承認されるまで、日本自然保護協会の動向についての報告はあるが、かつて雌阿寒岳鉾山開発計画について論じたように、特別に黒部第四発電所建設計画について何も論じていない。不思議なことである。

1956年5月31日に新宿御苑事務室で日本自然保護協会の特別委員会が、「黒部川第四発電計画問題について」という議題で開催された⁽⁸⁾。

日本自然保護協会の資料によれば、「黒部川第四発電計画については、去る五月八日反対の再陳情をしたが、この問題は目下国立公園審議会において審議中にして、関係官庁間の折衝において、条件付許可の方針やに聞き及んだので、日本自然保護協会は、五月三十一日新宿御苑事務室に急遽特別委員会を開催して、本問題の対策につき、慎重審議した結果、条件を付して許可されることはやむを得ないとの決論を得た」ということである。

出席の特別委員は、これまで自然保護のために活躍してきた委員たち、

すなわち、田村剛、東良三、井上万寿蔵、石神甲子郎、本田正次、三田尾松太郎、吉阪俊蔵、三浦伊八郎、中沢真二、冠松次郎、村井米子であった。

そのうち、国立公園審議会の委員は、田村剛、石神甲子郎、本田正次、吉阪俊蔵、三浦伊八郎の5名程度だった。本田と三浦が純粋な学者だったとすれば、田村剛、石神甲子郎、吉阪俊蔵は官僚出身者であった。ここには、かつて国立公園委員会や国立公園審議会で活躍した学者・文化人は最早いなくなっていた。

日本自然保護協会の特別委員会は、国立公園審議会が条件付許可の方針を固めていたことを勘案して、討議の結果、彼らの連名で、ついに黒部川第四発電所建設計画絶対反対から条件付賛成に立場を転換し、6月6日に関係方面に下記の「黒部峡谷の保勝に関する最後の陳情」を提出した⁽⁹⁾。

黒部峡谷の保勝に関する最後の陳情

黒部川第四発電所設置の件につきましては、既に三度重ねて陳情致しましたが、目下関係官庁間に於いて折衝が行われ、条件付許可の方針が打ち出されたように伝えられましたので、本会は緊急特別委員会紹集して、これが対策につき検討いたし、左記の通り決議の上、陳情いたしますので、これを採択されるよう懇請いたします。

記

1. 黒部の世界的寄勝をわが国土の一角に失うことは、国家行政の大乗的見地よりして、極めて妥当を欠くものであり、これは正に国民多数の容認し難いところと信じますので関係当局はよろしく今回の発電計画を断固阻止されるよう善処せられたい。

2. 若し不幸にしてこの計画を承認するの止むなき場合に於ては
 (イ) 立山、剣、黒部別山、剣沢その他の各支流を含む地域に於いて、一切の工作物を厳禁し、せめては黒部川左岸一帯の自然と景勝とを原始のままに保護すること。

(ロ) 黒部川本流に於ける堰堤、貯水池その他の工作物の設置並びに水流の

調整については、少くも6月中旬より10月中旬に至る4ヶ月間、昼間は現在の右期間中の低水量以上の量を堰堤より放流する限度に於いて使用水量を決定し、且つこれを厳守せしめるための物的並びに人的設備を行い厳重に監視すること。

(ハ) 黒部川右岸の工作物、土捨場等の設置は、最少限度に於いてこれを認めるも、本流左岸の道路より望見されざるよう措置すること。

(ニ) 黒部川に出入する交通については、少くも現状を確保すること。

昭和三十一年五月三十一日

日本自然保護協会黒部対策特別委員連名

以上のように、日本自然保護協会の特別委員会は、国立公園審議会が条件付で開発計画を承認する動きがでたことを意識して、6月14日の国立公園審議会の条件付承認を待つことなく、いとも簡単にやすやすと絶対反対の旗を降ろし、条件四項目を明示して、開発計画賛成を表明してしまった。

日本自然保護協会としてもそれを追認したのはいうまでもない。

だがしかし特別委員会が何故、最後まで当初の方針のとおり「許可条件等を考慮する事なく、絶対反対の立場」を貫かず、結局、アルペン方式と呼ばれた戦前の妥協と同じように、「条件を付して許可されることはやむを得ないとの決論」に達したのであろうか。

この問題については、末尾の小括において詳しく検討するが、簡単に指摘すれば、日本自然保護協会が何故最後まで「絶対反対」を貫かなかったか、また少なくとも国立公園審議会の1951年6月14日の条件付承認を待つことなく条件付賛成にまわったかは、大きな問題であった。恐らく特別委員の何人かは、詳細は不明だが、絶対反対を最後まで主張したに違いないが、明らかに条件付賛成が多数を占めたのであろう。

今回の黒部第四発電所建設計画の反対運動については、明らかに雌阿寒岳鉾山開発計画反対の場合と著しく状況が異なっていた。雌阿寒岳鉾山開発計画反対の場合は、厚生大臣が開発申請に認可を与えるまで、国立公園

審議会が猛然と反対していたし、日本自然保護協会も、それに歩調を合わせて断乎反対を貫いていた。

今回の黒部第四発電所建設計画については、国立公園審議会では、一部に反対意見を抱えていたとはいえ、反対論が多数を占めた形跡はみられないし、日本自然保護協会が1956年4月20日に反対陳情書を提出したころには、国立公園審議会は、条件付で承認の方向に動いていたと思われる。

こうした動きをみて、日本自然保護協会は、尾瀬ヶ原電源開発反対運動のような広範な運動を組織できていなかったという事情を背景に、黒部第四発電所建設計画を阻止することがもはや困難であると判断し、条件付で承認する方向を選択せざるをえないと判断したのであろう。

国立公園審議会が開発計画を審議している最中に、日本自然保護協会の特別委員会が、妥協的な解決の方向で動いてしまっていることは、組織論、運動論的にみて大いに疑問であり、明らかに日本自然保護協会の姿勢が従来よりも反対運動に消極的となっており、後退したといわなければならない。何故そうなったかについては、小括の際にもう一度検討する機会をもちたい。

注

- (1) 前掲『黒部川第四発電所建設史』, 52頁。
- (2) 同上, 52頁。
- (3) 国立公園委員会, 国立公園審議会の議事録は、ごく少しいであるが「国立公文書館」, 環境省「生物多様性センター」の田村剛文庫に部分的に残されているが、肝腎な重要な問題を審議した時期の議事録は、管見するかぎり、残念ながらみあたらない。
- (4) 前掲『協会事業概況報告書』(第三輯), 25頁。
- (5) 同上, 26頁。
- (6) 前掲『自然保護に関する陳情書・意見書』, 28頁。
- (7) 前掲『黒部川第四発電所建設史』, 186頁。
- (8) 前掲『協会事業概況報告書』(第三輯), 53頁。
- (9) 前掲『自然保護に関する陳情書・意見書』, 31頁。

4 国立公園審議会による計画承認と日本自然保護協会の妥協

国立公園審議会は、結局ついにというべきか、1956年6月14日に、「慎重な審議を重ね」た後に14条件を付けて、小林英三厚生大臣に条件付許可を答申した⁽¹⁾。

厚生大臣は、1956年6月30日に関西電力に14条件を附して黒部第四発電所建設の許可をあたえた。14条件とは、以下のとおりである⁽²⁾。

記

一 黒部峡谷の景観維持のため、御前沢堰堤から次のとおり放流すること。

(一) 放流時間

六月二十六日から七月三十一日まで、午前六時から午後五時三十分まで

八月一日から九月十日まで、午前六時三十分から午後五時まで

九月十一日から十月十五日まで、午前七時から午後四時三十分まで

(二) 放流期間及び放流量

六月二十六日から八月十五日まで、毎秒十五立方メートル以上

八月十六日から十月十五日まで、毎秒十立方メートル以上

ただし、その日の放流停止後その日のうち又はその翌日にかけて、御前沢堰堤地点において、降水量が五十ミリメートルに達したときは、その翌日中又は翌日の残余の時間の放流量は減ずることができるとすること。

二 規定水量の放流を確認するため、堰堤地点及び十字峡直上流部で指定する箇所に目記測水施設を設け、かつ、堰堤地点に雨量計を設けること。

三 放流期間中における前項の各地点における毎日の測水及び観測記録は、旬報として、富山県を經由して厚生大臣に報告すること。

四 厚生省及び富山県の関係職員は、特に必要と認められた場合には、放流及

び観測状況を検査し並びに測水及び観測に関する報告を求めることがあること。

五 御前沢よりの取水は、前記放流期間中は行わないこと。

六 工事実施地域は、国立公園の風致維持上最も重要な地域であるので、景観保護上必要があると認めたときは、工事実施中であっても設計変更を命ずることがあること。

七 工事跡地の整理、工事中仮設工作物の除去、緑化及び土捨場の土石が河川に落下することの防止（ただし、湛水区域の土捨場を除く。）並びに土捨場跡地の緑化等については、厚生大臣の指示に従い、風致維持並びに公園利用上支障ないよう処理すること。

工事完了後であっても崩壊等のため風致並びに公園利用上支障を来たし、かつ、このことが明かに申請人の責に帰すべきものと認めた場合には、復旧を命ずることがあること。

八 本工事のため仮に設置する工作物中その設置期間が長期にわたり、かつ、その規模構造が工作物に該当するものと認められるものは、その都度厚生大臣の許可を受けること。

右の工作物については、別途指示するものであること。

右の工作物の設計を変更しようとする場合においても、厚生大臣の認可を受けること。

九 本工事に伴う湛水により埋没する小屋及び湛水区域間の歩道の代替施設を設け、公衆の利用に供すること。

十 針ノ木谷～平ノ小屋間の歩道及び釣橋の代替として無料渡船を設けること。

十一 工事中として建設される道路は、工事竣工後はこれを公衆の利用に供すること。

十二 黒部川左岸旧日電歩道は、国立公園歩道としてこれを維持し、公衆の利用に供すること。

十三 工事終了後であっても必要がある場合には、風致維持のため必要な

措置を命ずることがあること。

十四 以上各号の条件に違反した場合には、許可を取消し、原状回復を命ずることがあること。

以上の14条件で指摘されている大きな論点は、第1に、1から5のいわゆる観光放流の問題、第2に、6から8の工事に伴う人工廃棄物の処理、第3に、工事変更の際の手続き、第4に、違反にたいする厳しいペナルティーである。

ここでこの14条件をやや詳しく分析しておきたい。

まず1の「黒部峡谷の景観維持のため、御前沢堰堤から次のとおり放流すること」についてから論じよう。

このいわゆる観光放流は、前提として黒部第四発電所建設が、大きな観光事業をともなっていたことを示している。

黒部第四発電所建設計画の概要でみたように、この計画は、黒部「奥地資源開発を促進し、国立公園としての黒部峡谷が観光地帯として一躍脚光を浴びる」(計画案参照)という特質をもっていた。

具体的には、1、一の越から黒部溪谷への資材運道路路として開発したルートを観光登山用に開放する、2、大町から黒部ダムまで資材運搬ルートとして建設した道路を観光用に開放する、3、黒部第三発電所以下のルートの整備による観光化、4、この計画ではまだ提起されていなかったが、将来、立山室堂から黒部ダムに通じて立山～大町アルペンルート開発の可能性を持っていたことである。

そうした観光化事業を前提に、観光放流は、ダム建設にともない、黒部川の水がダムに貯水され、下流に流れずに下流の溪流は涸渇し、しかも第三発電所用の仙人ダムに流されずに第三発電所近くの新第三発電所に渓谷をとおらずにトンネルで導水するので、仙人ダム以下の溪流も涸渇する、そこで開発条件は、「黒部峡谷の景観維持のため」に黒部第四発電所用ダムから観光放流し、黒部溪谷の流量減少、渓谷・溪流の荒廃を幾分か軽減し、

渓谷・溪流の観光化を図ろうとすることである。

すなわち、

1 放流の期間と時間、放流量は、

6月26日から7月31日は、午前6時から午後5時30分まで、

8月1日から9月10日まで、午前6時30分から午後5時まで、

9月11日から10月15日まで、午前7時から午後4時30分まで、

6月26日から8月15日まで、毎秒15立方メートル以上、

8月16日から10月15日まで、毎秒10立方メートル以上とする。

ただし、その日の放流停止後その日のうち又はその翌日にかけて、御前沢堰堤地点において、降水量が50ミリメートルに達したときは、その翌日中又は翌日の残余の時間の放流量は減ずることができるものとする、であった。

2-5の条件は、1の観光放流を具体的に監視するシステムを提起し、規定水量の放流を確認する施設をつくり、富山県を經由して厚生大臣に報告する、かつ必要に応じて放流及び観測のデータの提出をもとめることができることとした。

これらは、この観光放流に厳しく監視し遵守させようとするものである。それは、関西電力が勝手気ままにダム経営をさせないという規制であった。

6-8の条件は、建設工事が、工事中に自然へ大きな被害を及ぼさないように厳しく規制したものであった。

これらの条件は、破壊された国宝的自然は復原できないし、永久に帰えないという論点を前提にして、自然破壊、被害を制限し抑制し、相対的に破壊、損害を小さくしようとする規制を示したものである。

6は、国立公園の風致維持上最も重要な地域であるので、景観保護上必要があると認めたときは、工実施中であっても設計変更を命ずることを認める。

7は、とくに重要で、工事跡地の整理、工事用仮設工作物の除去、緑化及び土捨場の土石が河川に落下することの防止、(ただし、湛水区域の土捨

場を除く。)並びに土捨場跡地の緑化等については、厚生大臣の指示に従い、風致維持並びに公園利用上支障ないよう処理することと厳しい条件を付したものであった。

8は、本工事のため仮に設置する工作物中その設置期間が長期にわたり、かつ、その規模構造が工作物に該当するものと認められるものは、その都度厚生大臣の許可を受けることであった。

以上のように、計画の初発で発電所を地下方式にして黒部峡谷の一角を大々的に破壊し、景観を台無しにすることをさけたことに加え、こうした工事にともなう自然破壊を厳しく規制したことは、自然保護を主張する人たちが条件付にしろ計画に賛意を示しやすい状況を作り出すことになった。

9-12の条件は、再び発電開発工事の結果を観光登山的な利用に供することを認めたものである。

9は、本工事に伴う湛水により埋没する小屋及び湛水区域間の歩道の代替施設を設け、公衆の利用に供することをうたい、10は、針ノ木谷～平ノ小屋間の歩道及び釣橋の代替として無料渡船を設けるとした。11は、工事用として建設される道路は、工事竣功後はこれを公衆の利用に供すること、12は、黒部川左岸旧日電歩道は、国立公園歩道としてこれを維持し、公衆の利用に供することを約束した。

これらは、秘境の黒部登山に便宜を与えるものとして登山家たちを喜ばせるものであった。

最後に、13は、工事終了後であっても必要がある場合には、風致維持のため必要な措置を命ずることがあること、14は、以上各号の条件に違反した場合には、許可を取消し、原状回復を命ずるなど、厳しいペナルティを課したものである。

これらの14条件が現実には多くの問題点があったとしても、こうした開発上の規制は、開発計画反対論を和らげる緩和策であったことに間違いはない。とくに黒部第四発電所関連施設の黒部観光への開放、観光放流は、立山・黒部観光にとって大きなメリットとなり、反対の論理を超えて開発賛

成の大きな物質的根拠となった。これは、北陸過疎地にとって、経済効果は大であり、地域住民の反対から賛成への大きなインパクトとなったであろう。また反対陣営が、賛成に回る場合の大きな口実となったであろう。

日本自然保護協会もまた、各般に亘り厳重な条件を付して、工事計画を認可することに決し、絶対反対を貫けなかった代わりに、14項目の条件を獲得したのである。

1956年6月30日、厚生大臣は、黒部第四発電所建設計画に許可を出したのであるが⁽³⁾、今度は、雌阿寒岳硫黄採掘の場合のように、国立公園審議会の意見を無視するのではなく、審議会に条件付賛成を取り付け、いわば合法的かつ従来慣行にしたがって、黒部第四発電所建設計画を承認したのである。

一方、黒部第四発電所建設計画に反対していた地元農民も、1956年8月15日の『富山新聞』によれば、「黒部第四発電所建設をめぐる冷水害問題は十五日の午前十時から県知事室で関電代表と地元代表の間で話し合いが行なわれ、関電側の譲歩により午後四時両者の間に仮調印、ここに今春いらいもんでいた難問は解決をみた。このため県ではちかく発電所の工事認可をあたえるもようである。」と指摘し以下のように報じた。

この日、県側高辻知事、成田副知事、川崎総務部長、中田農地部長、県会側柚木農地委員長、地元代表笹島、古市、油谷三県議、荻野黒部市長、金森朝日町長、米澤入善町長、永口舟見町長、関電側から森副社長らが出席して、約七時間の長時間の秘密会議を開き知事のあっせん案を協議した。その結果根本方針である食糧増産、電源開発の二点を双方の立場から解決することに急速に話がまとまり。

- 一、上流の貯水池で表面水を取る施設をする。
- 二、本流発電所の水とかんがい水を分離する。
- 三、流水客土事業に県も協力する。

の三項目の協定事項を了解し、森副社長と地元代表者の間に仮調印を行

った。

こうして黒部第四発電所建設に反対していた農民を中心とする地元住民は、施設を造り冷水被害を回避するという関西電力の譲歩で解決し、反対運動の旗を降ろした。

さて日本自然保護協会は、黒部第四発電所建設計画の条件付き承認、妥協的解決をどのように受け止めたであろうか。管見するかぎり、日本自然保護協会が、問題の妥協以後、理事会、評議員会で黒部第四発電所建設計画承認についてどのような内部討論をおこなったかは明かではない。少なくとも公式なコメントのようなものは提起されていない。

ただし二つの問題がだされている。一つは、1951年5月31日の日本自然保護協会特別委員会妥協の後に開かれた8月15日の理事会では、突如、「本会は本来の国立公園その他の自然文化財として自然保護区、保安林、禁猟区等につき、再検討を加える必要のあることを痛感いたし、本会内に広く有識者を網羅する対策委員会を設置して、問題を解決すること」が提起されたことである⁽⁴⁾。

田村理事長は「米国に於ける自然保護は、国立公園や国家記念物や国有林のレクリエーション地域の設定により、嚴重に行われている。わが国では、水力電気事業、林業、鉱山、放牧等のために、だんだん自然保護区域がなくなるのではないかと思う。この際自然保護区域を設ける具体案を作って、関係当局に考慮してもらいたい。」と挨拶し、特別委員会を組織して、自然保護区のうちに積極的に「特別保護区域」を設定するよう要請した。こうして特別委員会は、1956年11月まで5回開催され、翌年中間報告をおこない、特別保護区設定にむけて当局に圧力をかけた⁽⁵⁾。

理事会は、黒部第四発電所建設計画敗北を経験して、先ず何より制度的にみて特別保護区を増設拡大して産業開発による自然破壊を防ぐことを意図したのであろう。

また1957年以降、日本自然保護協会は、組織の財団法人化、地域支部の

設置などの組織拡大、自然保護の思想の普及などに取り組んでいる⁽⁶⁾。

日本自然保護協会の指導部は、黒部第四発電所建設計画敗北の反省から、国立公園内の貴重な自然を「特別保護区域」に指定する制度の拡大、保護協会組織の強化に取り組んでいったのであろう。これらの問題については、自然公園法下の自然保護運動の問題として稿を改めて検討することにした。

もう一つの問題は、国立公園協会は、1956年8月号『国立公園』（81号）では、「電源開発と黒部峡谷」という特集を組み、黒部第四発電所建設計画反対運動を振り返り、認可条件の厳守を訴え、世論にアピールしたことである⁽⁷⁾。

「電源開発と黒部峡谷」特集は、以下の論稿からなっていた。

黒部計画の認可について 田村剛

黒部よ永遠なれ 本田正次

雄溪黒部を惜しむ 冠松次郎

黒部第四発電所計画の概要（『電気新聞』の記事—引用者注）

黒部第四発電所計画の許可（14条件のほか認可に関するデータ—引用者注）

黒部川発電所問題の回顧 田中敏治

黒部川第四発電計画について 藤原孝夫 児玉政介
石神甲子郎 村井米子

これらの論稿を分析してみると、日本自然保護協会が黒部第四発電所建設計画の条件付き承認をどのように受け止めたかが、ある程度明らかになる。

日本自然保護協会の理事長田村剛が「黒四計画の認可について」において「関西電力株式会社出願に係る黒部第四発電所計画は、如何なる事情で許可されようとしているか、これを広く国民に報告し、来るべき国民に対

する申開きとして記録することは、われわれの責任でもあると思うので、この稿の筆をとる」と指摘し、黒部の保護運動について、つぎのように指摘する⁽⁸⁾。

国立公園協会や日本自然保護協会はあらゆる機会に、その趣旨を宣伝して来たものであるが、与論の反響は案外少く、登山界においてすら、これを取りあげる者は稀であった。要するにそれは黒部を知る者が少かったためであろう。しかし国立公園関係者としては国際自然保護協会の総会へも訴えて、国会からはわが政府に対して勧告も行われたほどであったし、電力関係者側でも最近までその五ヶ年計画に乗せることもなく、当分着工されるような気配は見えなかったのである。われわれとしては、そうしているうちには原子力発電も始められ、旧式な水力発電に代られて、黒部の上流は安泰に遺されるであろうと観測していたこともあった。

ところが昭和二十九年頃に至って突如として会社は、これが着工の準備を始めるに至り、調査のため道路その他の工事につき出願があり、厚生省当局はこれを不許可としたが、会社の決意は堅いものがあり、着々計画を進めるに至り、これが実現計画案を関係県を通じて厚生大臣に提出したので、大臣はこれを国立公園審議会に諮ることになって、遽かに問題は緊急を告げるに至った。審議会としては公益事業局、関西電力等電力側の説明を求め、或は電力事情に関する資料の提示を乞い、更に原子力等水力に代る動力源に関する専門家の意見を徴するなど、慎重を極め、会議を重ねること前後十回に及んだ。

ここで田村は、要するに反対世論が小さかったこと、企業の開発強行についての認識が甘かったことを挙げて、反対運動が十分に展開できなかったかのように論じている。

そして今度は、「遂に発電を許可することに決定した主な理由」として、つぎのように指摘する。

第一に現下わが国の電力事情は急速に電源開発を行う必要に迫られ、石炭と水力とは動力源して特異性があり、両者を併用する必要のあること、原子力発電は五～十年も先のことで、当座の間に合わないこと、又原子力発電が実施されても、ピーク発電に対応するには、水力殊にダム式発電所を必要とすること、そして黒部川発電所以下には貯水池がなく、結局第四発電所奥に大貯水池を設けて、同時に下流発電所の功率をあげる必要のあることが、同水系としては必須の条件であること等であった。

結局、田村は、世論が反対運動を支えてくれなかったことに加え、電力事情が悪く、これを改善するために関西電力の主張を認めざるをえなかったといっているのである。つまり承認は、やむをえなかったといこということである。

さらに田村は、14条の許可については、つぎのように指摘する。

最も重大な点は観光放流であったが、……観光放流については水量と時間が問題点で、会社側の希望は層雲峡の場合と同じ程度にして貰いたいというのであって、委員のうちにもこれを支持する者があったが、層雲峡と黒部川とではダムサイトで流量が二対三の割に、黒部の方が大きく、且つ発電力は一対十と差があり、景勝の評価にもかなりの開きがあるとして、期間により十五トンと十トンとを採用することを堅持したので、今後もこの種の問題に対してここに自ら一つの基準を作った恰好である。

しかし黒部では観光期間が短いということで、期間と毎日昼間放流時間を短縮したことや、大雨の日につき考慮すること等で、観光放流の量では、公益事業局の希望の量に接近して妥結することとなり、御前沢の夜間取水も認められて、結局会社側もこれを呑むこととなってまとまった。

以上のように、田村は、観光放流について会社案より厳しい条件を要求して、会社側に妥協させた事情を指摘している。

また「観光放流」以外の問題では、つぎのように指摘する。

大町から赤沢岳をトンネルを穿って御前沢落口の対岸，ダムサイトに達する車道や旧日電歩道を観光のために確保することや，水没する平小屋の渡し，その他貯水池の舟行の便を開くことや，工事中用宿舎の一部を観光者のために転用すること，

……それにしてもこの度の発電計画を認めることは，大きな犠牲であるが，その代り人の近づくことの許されなかった下廊下へ車で乗り入れることが出来るようになって，大衆化には大きな貢献をするわけである。

……水位の上下六十米に及ぶけれども一大人造湖が出現したり，黒部を変容して自然を毀すことは著大であるが，一つの観光対象とはなりうるし，導水管も発電所も凡て地下に埋設する工法をとったのは，風致的には好ましい……。

田村は，以上のように，14条件が幾分とも自然破壊を抑制し，また黒部観光に貢献することを強調し，黒部の観光化に救いを見出している。

田村は，最後に「こうして国立公園の三大難問題の一つは結着を見たわけであるが，他の一つの尾瀬原については黒部川のように妥協の方法は全くなく，又電力側でもあきらめているようにも見えるが，他の一つである熊野川の北山川本流の発電計画は，……基本方針がまだ決っていないが，北山川は瀨八丁を始め峡谷全体が細長い国立公園となっており，尾瀬原と似て両立させる方法は頗る困難であるから，これは黒部以上の難問題となる可能性が強い。」と述べ，尾瀬ヶ原の電源開発はないが，北山川の発電問題は反対運動が困難であると予見している。

田村の主張で注目しておかなければならないのは，彼が「尾瀬原については黒部川のように妥協の方法は全くなく，又電力側でもあきらめているようにも見える」といっていることである。黒部の妥協は仕方がないが，尾瀬ヶ原は認められない，といった主旨は，田村の運動戦略を吐露してい

るように思えて仕方がない。

また田村の論述は、黒部第四発電所建設計画が絶対反対を貫徹せず、敗北してしまった事情に、十分な反省点を提起しているとはいえないと指摘しておかなければならない。いわんや、日本自然保護協会が何故、敗北したのかについて原因を究明して運動の反省とすることになっていない。したがって田村の論述からは、日本自然保護協会が、黒部第四発電所建設反対運動の失敗から何を学んだのか、必ずしも明確になっていないように思われる。

他の論者たちは、運動の敗北について何といているであろうか。

文部省系の文化財保護委員で東大教授植物学者の本田正次は、「黒部よ永遠なれ」と悲痛な詩をよせた。その大要を引用してみよう⁽⁹⁾。

黒部川第四発電所の計画が進む

本当に悲しいことです

……………

自然の大傑作が今私たちの目の前で破壊されようとしているのです

文化財専門審議会の委員として私はたまらなく悲しい

自然保護協会の会員として私は限りなく悲しい

何とかして止められないだろうか

ひとたび破壊された黒部はふたたびもとの黒部にはかえらない

人工の傑作と異なる所以

神様は人を怒って

私はそれが悲しいのです

それが恐ろしいのです

どこかで私を悪魔のように嘲笑しているものがあります

……………

私は神につづいて死ぬまで叫びつづけるでしょう

黒部よ永遠なれと

本田正次の詩は、破壊される現実への怒り、妥協をあえて良しとせず、破壊を中止できなかった自分たちの無力への自責の念が感じられる。本田も特別委員として妥協に賛成したのであろうが、この詩では、妥協がやむをえなかったということについて一切ふれず、ただひたすら、黒部第四発電所の計画によって、黒部溪谷が破壊されることを、「悲しい」とだけいう。

私は、この詩を読んで本田が、黒部第四発電所建設計画を心の中で最後まで認めなかったと解釈して、日本自然保護協会の妥協についてリーダー田村剛とは少し違った受けとり方をしていると感じている。

黒部通の登山家であった冠松次郎は、「雄溪黒部を惜しむ」と題する小文を寄せている⁽¹⁰⁾。

冠松次郎もまた、「黒部川の第四発電工事を条件付で許可する方針だということですから、反対をして来た私としては今更云うことはありません。」と述べ、当局に条件を「厳守させること」、黒部の水が「恐らく自然流量の幾千万分の一の水が川床を流れるに過ぎ」なくなるだろうと予想し、大きな「ショック」を感じている。

ただし最後に「立山側につけられた旧日電の歩道を維持永続」することに「それは鑑賞の上からは勿論、監視の上からも重要な役割をしてくれる」と結んだ。

黒部登山のエキスパートとして計画に反対してきた冠もまた、妥協について何も語らず、工事による黒部溪流の涸渇を予想し、絶望するしかなかったであろう。

田中敏治の「黒部川発電所問題の回顧」は、戦前からの黒部川発電所問題を文字通り「回顧」しているだけであった。

「黒部川第四発電計画について」、藤原孝夫、児玉政介、石神甲子郎、村井米子の4名が語る意見は興味深い。

元厚生省の国立公園行政担当官であり、当時国立公園協会の常務理事、日本自然保護協会評議員であった藤原孝夫は、黒部第四発電所建設に反対

してきた事情を述べた後、つぎのように指摘する⁽¹¹⁾。

然るに、最近我が国の経済、文化の発展著しく、電力の需要亦逐年増加し、而かもその速度、急進の趨勢を示して居るのである。通産省に於ても、此の度の黒部発電所計画を強く支持し、速かに、国立公園関係者側の理解と協力を期待して居るところである。

以上の様な事情からして、電力特別委員会に於ては、二三の条件を附し、之を相違なく履行するに於ては、許可すべきものなりと決定したのであって国策調整の総合的見地よりして、やむをえざる処置と思う。

以上のように藤原孝夫は、素直にも通産省のいうように黒部発電所計画が電力不足の状況下で必要であるという言い分を認め、特別委員会が計画を認めたのは「国策調整の総合的見地」からやむをえないものと特別委員会の承認を擁護した。

藤原の主張は、特別委員会の代表的な意見だったのであろう。

同じく元厚生省高級官僚であり、日本自然保護協会評議員ではなかったが、国立公園審議会委員であった児玉政介は、黒部第四発電所建設のプラスとマイナスの両面から論じ、肝腎の論点についてつぎのように述べる。

その原始的景観を残して人工を加えぬのがよいが、しかし産業的立場も考えて黒部の開発もやむを得ないとすれば、景観との調整がまことにむずかしいので、結局水を生命とする黒部谷としては先づ景観を最小限度に確保し、その上で発電計画を樹てるといふ外ない。

児玉政介もまた元厚生省官僚として政府の意見をやむをえないものとして受け入れ、その上で極力自然保護を主張した⁽¹²⁾。

厚生省官僚として永く国立公園行政に積極的に携わり、当時国立公園審議会の委員であり日本自然保護協会の理事でもあった石神甲子郎は、国立

公園行政にかかわってきただけあって、藤原、児玉兩人のように安易に黒部の開発がやむをえなかったとはいわず、先ずはつぎのように述べる⁽¹³⁾。

大自然を冒瀆する工事は、当然拒否すべきものである。然るに我国の国立公園は地域制であって、峡谷の土地所有権が林野庁所属の国有地であるから、厚生省独自の自然保護処置を取れぬのは残念に堪えない。そこで、此の様な国立公園の最重要地域は厚生省所管に移し、公園の保護と利用とを合致せしめたい。

石神は、黒部第四発電所建設計画の承認が国立公園システムに欠陥があったからだ指摘し、単に電力事情から仕方なく承認されたとは述べなかった。それでも「諸般の事情から止むなく本開発工事を許可するとしても、…この景観の損壊に対し、国は国民を代表して、国立公園補償を工事者に要求すべきものであると考える。」と抵抗心を記した。

登山家で日本自然保護協会の評議員であった村井米子は、クロヨン開発をやむをえないと一言も発せず、つぎのように述べた⁽¹⁴⁾。

大自然の景観と水力発電工事とは、何れも私たち日本国民の生活を幸福にする要素であるのに、互いに反発しあって、共存できない原状は、まことに悲しむべきである。少なくとも、大自然の景観は、金銭の計算を超えたものであり、今まで例外なく、水力発電に荒らされ、見るかげも無い傷口をのこしている。

村井は、関係当局が、開発条件を守って「峡谷美の最小限の損害で止めたい。」と結んだ。

以上7人の発言は、黒部第四発電所計画の妥協についてそれぞれ若干のニュアンスを異にしている。しかし何れも、反対運動の敗北の立ち入った

反省をおこなっているとはいえない。当時の運動とはそうしたものであったのであろう。

以上のように関西電力の黒部第四発電所計画は、1951年から提起され、1955年に一挙にオープンにされ、1956年2月から国立公園審議会で審議し、ついに6月15日に承認をうけて、6月30日に厚生大臣から認可され、ついに実行に移されることになった。

注

- (1) 前掲『協会事業概況報告書』（第三輯），54－5頁。
- (2) 『国立公園』No.81，1956年8月，5頁。
- (3) 前掲『自然保護のあゆみ』，123頁。
- (4) 前掲『協会事業概況報告書』（第三輯），59頁。
- (5) 同上，59頁。
- (6) 前掲『自然保護のあゆみ』，第2章第6節以降参照。
- (7) 前掲『国立公園』第81号，表紙。
- (8) 同上，1－2頁。
- (9) 同上，2頁。
- (10) 同上，3頁。
- (11) 同上，14頁。
- (12) 同上，14－5頁。
- (13) 同上，15頁。
- (14) 同上，15頁。

5 黒部第四発電所建設計画の実現と立山観光開発

関西電力は、厚生省から黒部第四発電所建設計画のお墨付きをえて、1956年7月から工事に着手し、6年11カ月をかけてついに1963年6月に計画を完成させた⁽¹⁾。

建設工事は、難航をきわめ、171人という途方もない多数の尊い人命を奪い、当初計画工事期間、約4カ年を約3年も大幅に上回り、当初投資額370億円を大幅に超過する500億円を要し、世界銀行から3700万ドル（約133億

円)を借款し、延べ1000万人の労力を投じての完成であった⁽²⁾。

建設工事は、五つの工区からなっていたが、各工区は、必ずしも概然性はなく、請負建設別に編成されていた⁽³⁾。

施設別の工事からみれば、黒部川の御前沢周辺のダムサイトの建設、第三発電所近くの地下第四発電所の建設、さらに大町からダムサイトまでのトンネルと建設工事(それは大町側から黒部側からの2方面から掘削工事)、ダムサイトから発電所までのトンネルと導水トンネルの建設。さらに黒部川沿岸でのダム・発電所建設資材の製造、建設資材の搬入(室堂から一の越をへて黒部側への搬入)、第四発電所と第三発電所を結ぶトンネル、その他エレベーターや軌道の建設、資材運搬用の宇奈月温泉から第三発電所までの交通機関の充実、など膨大な建設工事であった。

それが、第四発電所建設時の巨大な自然破壊をとまなうものであったことはいままでもない。図7は、その一端を示している。工事は難航を極めたが、ついに1960年11月に発電所の通水式が敢行され、クロヨンの発電が活動を開始した。

工事開始とともに、日本自然保護協会は、評議員会で1958年9月16日に、9月29日から10月2日まで黒部第四発電所建設現地視察をおこなうことを決めた⁽⁴⁾。しかしその結果についてとくに報告はない。

他方、1957年8月、総合雑誌『総合』は、梅棹忠夫の「黒部溪谷」を掲載し、黒部第四発電所建設工事を見学して、そのレポートを書き、黒部第四発電所建設を礼賛し、反対者を「愚かな文化人」として批判した⁽⁵⁾。

しかし1960年に発刊された日本自然保護協会の機関紙(4号から誌)は、梅棹忠夫の「黒部溪谷」への批判も、黒部第四発電所建設の実行について批判的に言及することは一度もなかった。

国立公園協会の『国立公園』誌の1963年6月号は、黒部特集をおこなっている。論稿は以下のようなものであった⁽⁶⁾。

松下廉蔵「黒部川第四発電所と黒部溪谷」

図7 自然破壊の工事（第4工区作廊谷労働者宿舎）



注 『黒部川第四発電所建設史』51頁より。

田中敏治「黒部川第四発電所の計画から完成まで」

宇野佐「黒部川第四発電所の完成からTKAの立山開発構想について」

田中忠一郎「黒4，大町ルートに伴う観光開発について」

しかしすでにそこには黒部第四発電所建設反対の論調はなく、現実をただ肯定するだけであった。

黒部第四発電所完成後の1964年5月から9月まで、同じく黒部第四発電所建設を美化し礼賛する木本政次の『黒部の太陽』が、『毎日新聞』（夕刊）に連載され、11月に単行本として発行され、ベストセラーとなった⁽⁷⁾。

1968年に木本の『黒部の太陽』を原作とした映画『黒部の太陽』が熊井啓監督、石原裕次郎主演で制作、上映され、大好評を博した⁽⁸⁾。

その後の『国立公園』誌も、こうした黒部礼賛について何ら言及することがなかった。

こうして黒部第四発電所建設問題は、日本自然保護協会において、また日本の自然保護運動史においてほとんど触れられることのない、タブー的な存在となってしまった。

さて1960年の一応の黒部第四発電所完成を目前にして、富山県は、黒部ダム湖、大町から黒部ダムの間の道路・トンネルを前提し、立山・黒部の大観光事業計画を打ち出した。

1959年年頭に吉田富山県知事は、「県政三つの『一つの夢』として、立山を中心とした観光開発計画を発表した。」⁽⁹⁾

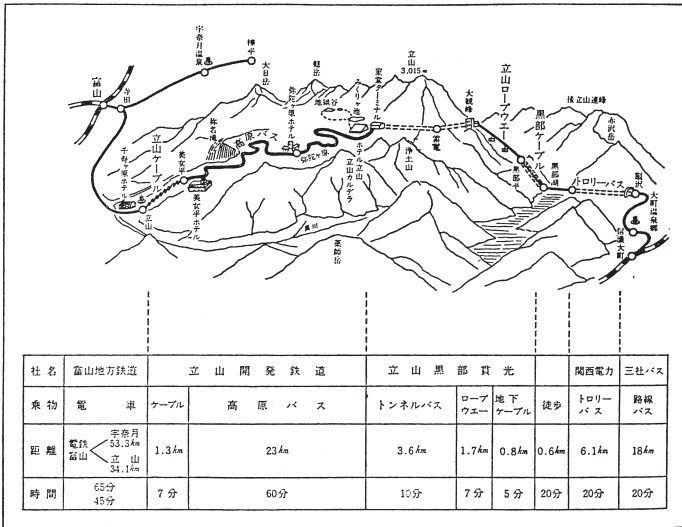
「それは、富山より室堂までの自動車道路を開設するとともに、室堂とダムサイトを立山トンネルで結び、大町ルートと連絡して、富山―大町をつなぐ立山ルートを建設し、宇奈月温泉―黒部峡谷―黒部ダムを結ぶ黒部ルート、室堂―有峰―^と結ぶ有峰ルートを開発して、三地域の観光資源を有機的に関連させながら、一帯を大規模な山岳観光地としようという計画であった。」

富山県は、この計画案をうけて、1960年に立山・黒部・有峰開発計画（いわゆるK T A計画）を策定し、同年5月「富山県、関西電力、北陸電力、立山開発鉄道などの共同出資により、立山・黒部・有峰開発計画株式会社（K T A）が設立された。」⁽¹⁰⁾

K T Aは、1961年10月から弥陀ヶ原まで完成していた自動車道路を室堂まで延長する工事を開始し、1963年までに天狗平まで延長し、1964年6月には、天狗平から室堂まで延長された。こうして、美女平～室堂間、23キロ立山観光の道路が完成し、立山開発鉄道による立山高原バスが運行され、立山観光の隘路であった美女平～室堂間の観光交通が完成した⁽¹¹⁾。

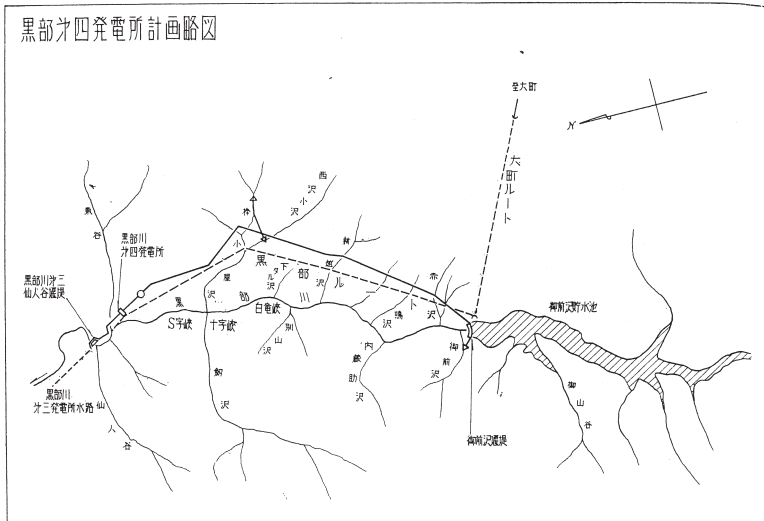
大町～黒部ダム間のトンネルが1958年7月に開通し、それを受けて、K T Aは、室堂と黒部ダムを經由して室堂～二の沢までのトンネル、二の沢から新丸山までをロープウエー、新丸山から黒四ダム左岸までを地下ケーブルを建設する計画案を提起した。しかし「自然保護団体の強い反発を受けた」ので、計画を変更し、1965年に、現行の計画にそった開発案にした

図8 立山・黒部アルペンルート



注 『富山県史』通史編Ⅶ現代, 1983年, 821頁より。

図9 黒部第四発電所計画略図



注 『国立公園』NO.81,13頁より。

がって工事をおこない、1970年、今日のような立山—アルペンルートが完成した⁽¹²⁾。

すでに指摘したことであるが、黒部第四発電所建設計画は、初めから大なり小なり立山・黒部の観光開発計画と結びついていたということである。1951年に提起された富山県が提起したKAOS計画でも、富山県の立山・黒部の観光化をともなっていたし、黒部第四発電所建設計画が関西電力に引き継がれた後も、富山県は、1952年の立山山岳地帯総合開発計画でも、立山観光化のためのインフラ整備計画をたて、黒部第四発電所建設がらみで観光化計画を構想していた。

1956年に関西電力による黒部第四発電所の建設工事がはじまった段階で、1952年に企画された立山山岳地帯総合開発計画の実績は、黒部第四発電所の建設工事を積極的に支えたのである⁽¹³⁾。

すなわち、1953年9月に千寿ヶ原～美女平間の鋼索鉄道（現行の立山—美女平間のケーブル鉄道）が完成し、1954年9月には富山から千寿ヶ原までの鉄道輸送が整備され、1956年9月には、美女平から弥陀ヶ原の追分間（13キロ）の道路が整備され、追分～室堂間の道路も何とか確保していた。

「これによって、前記の関西電力による黒部電源開発の工事用資材輸送ならびにダム地点の迎え掘り（富山側からの掘削）には、これらの輸送機関が大きく役立ったのである。」⁽¹⁴⁾

黒部第四発電所建設後の黒部立山観光開発計画については、過剰な観光開発にたいする反対運動がおこなわれたが、これらの問題については、高度成長下の国立公園内の観光開発と自然保護の問題として次章に譲りたい。

注

(1) 前掲『富山県史』、824頁。

(2) 同上、『富山県史』、824頁。

(3) 詳しくは、田中敏治「黒部川第四発電所の計画から完成まで」、『国立公園』No.163、1963年6月号、を参照。

- (4) 前掲『自然保護のあゆみ』, 401頁。
- (5) 梅棹忠夫の「黒部溪谷」, 総合雑誌『総合』, 1957年8月号掲載。
- (6) 「黒部特集」『国立公園』No.163, 1963年6月。
- (7) 木本政次『黒部の太陽』, 1964年11月, 毎日新聞社。
- (8) 熊井啓については後に言及する。
- (9) 前掲『富山県史』, 819頁。
- (10) 同上, 819頁。
- (11) 同上, 819-20頁。
- (12) 同上, 821-2頁。
- (13) 立山黒部貫光30年史編集委員会『立山黒部貫光30年史』, 立山黒部貫光株式会社, 1995年, 第1章参照。
- (14) 同上, 78頁。

6 付論——梅棹忠夫のクロヨン礼賛論批判

1957年8月の雑誌『総合』に梅棹忠夫の「黒部溪谷」というエッセー風ルポが掲載された⁽¹⁾。これは、明らさまな黒部第四発電所建設の礼賛論であった。

梅棹忠夫のこの黒部第四発電所建設の礼賛論は、1957年8月号に掲載されたので、黒部第四発電所反対運動に直接何らかの影響を与えたとは考えられない。しかし梅棹忠夫の「黒部溪谷」,後に『クロヨン』という単行本に収録された「クロヨンとわたし」の黒部第四発電所建設礼賛論は、当時の文化人がもっていた黒部第四発電所建設観の一つを代表するものであり、決して見過ごせない暴論であり、それはまた黒部第四発電所反対運動論にとって貴重な教訓を与える意見でもある。

梅棹忠夫は、「関西電力のTさんに会ったとき、まもなく黒部の工事を見にゆくという。わたしもいっしょにつれていってもらうことにした。」⁽²⁾と書いている。

しかし私は、梅棹忠夫が関西電力から依頼されて黒部の見学をおこない、その結果、クロヨン礼賛を書いたと理解している。梅棹は、1956年4月に、

「社外の人はいっさいお断りだという」⁽³⁾ 関西電力の手配する「片道15分としてざっと十万円のものいり」のヘリコプターに特別に乗せてもらって⁽⁴⁾、黒部の発電所建設現場を見学し、これまで知らなかった壮大な計画を教えてもらって自分の無知を反省し、黒部第四発電所建設を礼賛し、反対する人たちを「愚かな文化人」と切り捨てたのである。

登山家で文化人類学者の梅棹忠夫が何故このような発言をしたのか理解に苦しむが、開発万歳を叫ぶ高度経済成長期の熱病のなせる技か。ともあれ梅棹忠夫の黒部第四発電所建設礼賛論の論点を詳しく検討してみたい。

「黒部川とはどんなところだろう」という節の冒頭で、梅棹忠夫は、山の開発と登山の関係について一般的な議論を展開し、登山者は、山の破壊者でありながら、自分こそ自然の擁護者であると錯覚している主張している。これが第1の論点である。

梅棹は、少年時代に黒部の源流に入って「できるならば、この美しい谷が、いつまでも人にけがされずに、原始のままにのこってほしいと思った。」と述べる⁽⁵⁾。これは、ごく当面への心情であろう。しかし梅棹は、登山の先輩である冠松次郎による人跡未踏の黒部峡谷探勝に言及しながら、「登山家と開発者」の敵対的關係について、つぎのように捉える。

「登山家というものは、しばしば奇妙な錯覚をもっている。」と。

登山家の「奇妙な錯覚」とは、登山家が「山に入る道が整備される、交通機関が便利になると、一方ではその恩恵をこうむりながら、なおかつ、かれらは山の俗化をおそれ、自然のまま、いつまでも汚れをしらずにあれかしとい」のり、また登山者が自然の破壊者でありながら、「自分たちこそは、自然を愛し自然の擁護者であると思う。」とのことである。

確かに登山者は、自然を破壊しながら登山をしている側面をもっている。しかしそれは自然破壊のごく小さな側面である。それを自覚すれば自覚するほど登山者は、自然保護を痛感するにかも知れない。何故それが「奇妙な錯覚」なのか、理解に苦しむ。

梅棹は、「奇妙な錯覚」をもつ「登山家と開発者」の「敵対的」關係が潜

むと指摘する⁽⁶⁾。

梅棹は、奇妙な錯覚をもつこの登山者が、山での産業開発、発電所の建設などにたいして敵対していると指摘するのである。梅棹は自分の例をあげ、「わたしは、現代日本におけるはげしい近代化の波のなかで、新来の力による自然と伝統の破壊をのろっている。」と指摘する。

梅棹は、登山者に限らないと思うが、「そういう気もちは、いまからみると、あきらかに錯覚にもとずいている。」^マだけであり、単なる「主観的なセンチメンタリズムだ。」というのである⁽⁷⁾。

梅棹は、何のためにこんなことをいうのか。それは、これから論じることになる黒部第四発電所建設が、国民にとって素晴らしいことであり、「奇妙な錯覚」によって反対されるべきではない、ということに論拠を置くためである。

この主張は、如何にもお粗末なロジックである。この本質は、梅棹が、これから礼賛する黒部第四発電所建設は、山の産業開発一般ではなく、開発が法的に禁じられている国立公園内の電源開発であり、だから多くの人たちが黒部第四発電所建設に反対してきたということなのである。梅棹は、あえてクロヨン問題を、山の産業開発一般論にすりかえて、登山者が山の産業開発一般に反対しているかのように主張している。

梅棹は、黒部第四発電所建設礼賛論を展開する前に、登山家と産業開発者を同列に扱い、両者をあえて混同する論理を提出して、開発者の暴挙に免罪符を与えようとしているのである。もちろん、登山家の中には、梅棹の指摘するような、一人よがりの自然保護者がいるかも知れないが、そうした登山家の存在をもって、産業開発者がもたらす自然破壊に目をつむることはできない。

もう一度いいたい、黒部第四発電所建設計画で問題なのは、山の開発一般ではなく、国立公園法で自然保護を規定されている国立公園内の産業開発なのである。

第2の論点は、梅棹の黒部川電源開発の歴史認識についてである。

これはたいした問題点ではないが、黒部第四発電所建設礼賛を展開しようというのに、梅棹は、黒部について関西電力の提供する情報だけをたよりにして独自に調べることもなく、世界的に稀にして貴重な黒部溪谷が国宝として保護するため中部山岳国立公園に指定され、戦前から黒部電源開発反対運動が存在したことなどをまったく無視し、何らの関心をも示さない。

そうしておいて梅棹は、黒部溪谷が「電源開発という立場からみて、最も有利な条件にめぐまれている。」⁽⁸⁾と、企業サイドの発言をし、第四の予定地については「黒部はなお、自然のままのこされていた。それは国立公園に指定され景観を破壊しないように法律的な保護をうけていたけれども、むしろ、破壊しようとする力が、存在しなかったのである。登山家たちは、少なくともわたしたちは、それでいくらか安心感をもっていたようである。」⁽⁹⁾と発言するのである。

第四の予定地は、開発技術が未開発だったからそのまま残されていたというのである。確かにそうした側面はあるが、だから開発技術がすすんだ戦後は、第四発電所の開発が許されるといいたげである。しかしそうものではあるまい。

梅棹は、以上のように、中部山岳国立公園内の目玉の一つとなった黒部溪谷の歴史を1頁たりとも紐解くことなく、あたかも通常の産業開発に適した山であるかのように読者に紹介して、国立公園の意義などに微塵もふれないのである。

それは、ひたすら黒部第四発電所建設を礼賛するためである。

関西電力の格別の手配でクロヨンの建設現場を見学する梅棹は、建設計画と建設現場にやたらに「感動」するのである。これが第3の論点である。

梅棹は、そこで「クロヨン（「の計画」だろー引引用者）の全貌を聞いた。」クロヨンダムが、「世界第四のダム」であり、「日本最大のダム」⁽¹⁰⁾であると聞いて、「わたくしはしだいに、これは大へんなことだと気がついた。」「世界にも例のない工事ではないだろうか。」⁽¹¹⁾と感嘆の声をあげるのである。

梅棹ともあろう学者が、「世界にも例のない工事」がただそこにあるだけで「大へんな」いいことだと礼賛するのは何と軽薄なことであるか。世には、類例のない、暴挙、愚行だってある。水爆実験は当初、世界にない「大へんなこと」であったが、断じて許しがた人類史への愚行ではなかったか。

私は、かつて東京電力の原発建設現場を東電の車で見学する機会があったが、東電職員の一方的な話を聞いているかぎり、素直な私は、原発の必要性、計画の安全性についての説明にそれなりに納得できたし、当事者が熱心に建設に携わっていることにも強く感心した経験がある。しかしその場を離れ、批判的な文献など紐解き、冷静に考えれば、現場で感じたのと反対の不安や批判的な気持ちが強くなったのである。

黒部第四発電所建設計画がどのようなものであったかについては、すでに詳しく論じてあるので、ここで改めて言及することはないが、梅棹は、黒部第四発電所建設計画がもつ自然破壊についてまったく言及しようとなしない。彼には批判精神がまったく欠如している。彼の黒部第四発電所建設計画礼賛論は、まったく無批判的である。

梅棹は、「国立公園法関係がかなりもめて、許可がおくれた事情がある。」と指摘し、開発条件がつけられ「心配していた点の一つが解消したように感じた。」⁽¹²⁾と述べる。

さらに梅棹は、企業の立場を代弁するかのようになり、「しかし問題を説明するときの関係者の口ぶりには、あきらかに不満の気配がある。電源開発というもっとも建設的・実質的な仕事が、風景とか観光とか、愚にもつかぬ非実質的なものまゝにゆずらねばならなかったことに対する、建築技術家としての不満とでもいえるだろうか。」⁽¹³⁾というのである。

梅棹は、黒部第四発電所建設計画に無批判的であるだけでなく、国立公園法の規制を「風景とか観光とか、愚にもつかぬ非実質的なもの」とみる企業側の言い分を代弁する関西電力の御用学者となっている。

第4の論点は、梅棹が現場をみて感動し、建設参加者の心情をやたらに美化し、黒部第四発電所建設計画礼賛の大きな根拠にしていることである。

大町と黒部第四発電所建設地点を結ぶ道路・トンネル建設，ダム建設，資材運搬のための立山一の越から黒部建設地点までの資材運搬，地下発電所の建設，どれも危険をとまなう建設現場には緊張と建設の意気込みが漲っている。

梅棹は，へりからみる奥黒部周辺の山様に「すっかり感動」⁽¹⁴⁾する。「トンネル」の掘削現場を訪れては「事前のわたしの認識はひどくあまかった」と反省して感嘆する⁽¹⁵⁾。

ブルドーザーによる道路建設をみる。アメリカ製の「土木機械は…まったく革命的だ」と驚く⁽¹⁶⁾。ダム建設が本番だが「そのときが見たいものだと思う。」⁽¹⁷⁾。第二工区の骨材採取場をみると、「四百五十万トンというと，日本の全保有船舶量にひとしい。」⁽¹⁸⁾と感激する。

梅棹は，要するに大きいことに感激する。「黒部川は征服されようとしている。侵略者たちは，作戦をねり，態勢をととのえて，いまや総攻撃をかけようとしている。」「こういうとほうもないできごとは，一生のうちにそう何度もめぐりあえるものではない。」⁽¹⁹⁾と感動する。

人は確かにそうした現場に出会えば感動する。しかし梅棹は，どのように感動するのだろうか。この感動を全部否定するつもりはないが，この神経は何だろう，貴重な自然が近代技術によって破壊されるさまに何の但し書きもなく，感嘆するとは。

この感動を生む建設工事は，反対された計画であり，反対を押し切って強行されている工事であった。われわれは，梅棹のうように，工事に手放しに感動できない。しかしここまではいい。

梅棹は，この感動の核心に建設参加者の独断的で自然に冷酷な自信を見出す。

梅棹は，現場の「建設事務所には，一種はつらつたる空気がみなぎっている。ここには，デカダンスもニヒリズムもホワイト・カラー的倦怠もない。ここには，あるものはものを造る人たちのゆるぎない自信がある。だが，なんといおうとも，自分のやっている仕事は必要な仕事であり，価

値あることだという確信がある。それは、文明の推進者としての、絶対的な自信とでもいえるだろうか。」⁽²⁰⁾

しかし造船だって、鉄鋼生産だって現場の技術者は、みんなそうだろう。とくにクロヨンの現場だけがそうだとは思われないのだが、梅棹は、ことさらあえてクロヨンを礼賛するために、クロヨン建設者の「ゆるぎない自信」「自分のやっている仕事は必要な仕事であり、価値あることだという確信」、「文明の推進者としての、絶対的な自信」にことさら感動する。

何とも不思議な心象風景である。しかもクロヨン建設が、壮大な自然破壊だというのに。クロヨン建設者は、ひとたびクロヨン建設が、壮大な自然破壊であることに思いを抱けば、こうした自信は、不安となり、自己嫌悪に陥いるに違いない。

梅棹は「なぜクロヨンのダムをつくるのか？」と問うて「なぜならば、黒部川がそこにあるから」と彼らはこたえるだろうと、何ともとぼけた自問自答をおこなっている。

技術者たちは決して、本質的にみて「黒部川がそこにあるから」建設に参加しているのではない。資本の一介の雇われ人たる技術者や労働者は、生きるため、家族を養うために参加しているのである。企業の業務命令には忠実に従わなければならない。そうしなければ、雇われ人は食っていけない。

クロヨンが、大自然の大破壊であることを直視したり、自然保護を意識したら、建設作業に無心に参加できない。クロヨン建設に参加した人たちは、あえて自由に反対運動を含む現実を見ようとしないのである。

こうした事態を全体的にみないで、梅棹は、もっぱら黒部建設の参加者が仕事の「自信家」であり、「文明の推進者」であると礼賛する。その試みはいささか異常である。これもみな黒部第四発電所建設計画礼賛のための仕掛けである。

第5の論点は、黒部第四発電所建設は、「単純なる営利主義一本」ではなく「偉大なる事業」であるとする梅棹の主張である。

梅棹は、「単純なる営利主義一本では、そもそも黒部開発という発想そのものが出てきまい。偉大なる事業を推進するためには、精神を中から支えるものが必要である。エヴェレストがそうであったように、ダム建設もまた、信念に支えられた現代のアドベンチャーではないだろうか」⁽²¹⁾と指摘する。

エベレストの登山は、電源開発のように大規模な自然破壊をとまなわない。黒部第四発電所建設をエベレストの登山になぞらえるのは如何にも稚拙である。

梅棹は、黒部第四発電所建設をはなから「偉大なる事業」と決めてかかっている。「偉大なる事業」は、「信念に支えられ」る。確かに〈偉大でもない事業〉もしばしば信念に支えられておこなわれている。しかし個人によっては「偉大なる事業」も、社会的にみて〈偉大でもない事業〉は沢山ある。国家的にみて「偉大なる事業」でも、戦争のように、社会的人類的にみて〈偉大でもない事業〉は沢山ある。

クロヨン開発は、関西電力にとって、また梅棹にとって、「偉大なる事業」であったに違いないが、しかし国立公園内の最高に貴重な自然を保護しようとする人たちにとっては、決して「偉大な事業」ではありえない。

こうした彼の単純なレトリックは、子供だましに等しい。

梅棹は、黒部第四発電所建設が「営利主義一本」ではないと強弁する。

しかしその根拠を何も示していない。関西電力の黒部第四発電所建設は、まさに「営利主義一本」であり、社会が電力不足に悩んでいるおり、国立公園の法を無視して自然を破壊してもやり遂げることが、関西電力の「営利主義」なのである。そうしてこそ関西電力の社会貢献があるのである。逆ではありえない。民間事業というものは、「営利主義」を追求しながら、その後に社会貢献がついてくるのである。

社会的観点からみれば、すでに指摘したように、クロヨン開発は、計画を中止すべきものであった。関西電力の水利権に関係なく、富山県レベルでいえば、黒部溪谷を守るために、県内の他地域に24万KWくらいの発電

所の建設を求めることは容易に可能だったのである。この点については、後に小括の項で詳論する。

クロヨン開発計画を中止しなかったのは、関西電力が自社の政治生命をかけて、黒部溪谷に大型電源開発を成功させることこそが営利会社としての使命であり、信念だったからであった。企業の「信念に支えられた現代のアドベンチャー」とは、営利主義のためであり、企業主義のためである。

1957年高度成長がはじまろうとしたその時期の企業が社会的に認知をうけるための企業イメージは、企業が単に営利のためでなく、社会、国民のために開発しているのだという宣伝を必要とした。ただそれだけの話であった。何故か梅棹は、その提灯をもっているのである。

最後の論点は、梅棹が、クロヨン「建設事務所の所員たちの、きびしいファイトに共感しつつ、一方で、クロヨンの建設というとほうもない事業をはじめさせた社会的な力を検討したい」という問題である⁽²²⁾。それは、「日本の電力の事業」について無知な「一般のいわゆる文化人」⁽²³⁾の愚かさへの批判でもある。さてどんな意見が飛び出すのやら。

梅棹は、「わたしは、実業についてあまりにも無智なのだ」という大前提から出発する。「いわゆる文化人」の中には、大電源開発会社の総裁の名も知らない輩が多い。「電力問題などということに、一般のいわゆる文化人は、ほとんど関心をもっていないのだ。」⁽²⁴⁾という。確かにそうした傾向はあるかも知れない。

実業界の人は桑原武夫を知らないともいう。そこで、梅棹は、「実業人と文化人は、新しい社会の建設者として、たがいに協力しあわなければならないはずのものだけれど、実情は、このように遠いのだろうか。」⁽²⁵⁾と批判する。

こうした一般論は、おかしい。ある文化人は実業人と協力するのもいいだろう。しかしある文化人が実業人の経済・政治活動を批判するのも必要であり、実業人の手前勝手な文化論、文化政策を批判するのも当然である。

こうした文化人の多様なあり方を無視して、一般論に文化人と実業人は互いに協力せよというのは如何に陳腐な説教である。

確かにすでにみてきたように、多くの文化人が国立公園内の自然を破壊する実業人を批判してきた。それがけしからんというのか。

梅棹は、自分を振り返って「電力問題については、全く関心がないではない」が「系統的に勉強したことがないから、なにかモヤモヤした知識があるだけで、自分の思想や生活に、体系的に組みこまれていない。」⁽²⁶⁾と述懐する。確かに「いわゆる文化人」はそういうものだろう。

さらにいう。「日本のジャーナリズムもひどいじゃないか」、「ハンガリー問題の真相はどうであったかというような話よりも、むしろ日本の電力がどうなってゆくかという話の方が、国民の生活にとっては、はるかに重大な問題のように、わたくしには感じられる。」⁽²⁷⁾。総合雑誌がそうした問題を論じないと嘆く。

梅棹は、文化人は電力問題を学んで、実業人に協力しろというわけである。果してそうか。問題は、日本の電力はどうあるべきかということであり、すでに1948、49年にわたって、尾瀬ヶ原の電源開発問題で、「トンボが大事か電気が大事か」の国民的論争が示したように、心ある文化人は、「電力問題」も重要だが、トンボも大事であり、国立公園内の自然を破壊してまで電源開発をすすめるべきではないと主張したのである。

黒部第四発電所建設問題も、まったく同じことであり、文化人が電力問題を学んで関西電力に協力せよという短絡的な問題ではない。

梅棹は、かつて水主火従であったが、戦後は火主水従に移ってきた電力事情について、無知だった自分を含め「無智な文化人」⁽²⁸⁾と呼ぶのである。

1957年春、梅棹がこの「黒部溪谷」を公表したころ、私は大学のゼミで、「最近、日本の電力生産は水主火従から火主水従に移った」と報告したら、ゼミの指導教授が、「君、それは間違いだ、日本は水主火従だろう」といって私を批判した。しかしさすがに先生も後で文献を調べたのだろう、次のゼミの日に、自分が間違っていたと訂正した。

確かに私の尊敬する先生がその点では「無智な文化人」であったことは事実であろうが、私が読んでいた当時のポピュラーな日本産業論には、その程度の常識的なことは書かれていたのだ。この先生は確かに経済、産業に「無智な文化人」の一人であったのも事実であろう。しかし、私の先生は、ダム建設が水没する谷間の山村民を強引に撤去させておこなわれていること、ダム建設が巨大な公共投資であり、無駄をともなっていることに警告し、「只見川のダム建設は、ゼネコンの只のみ川と言われている」と学生たちに注意を促していたことを思い出す。

梅棹は、流量調整のできない戦前の「流れ込み式」の水力発電所に代わり、電力不足を補うために戦後「大容量貯水式水力発電地点の開発が積極的にすすめられた。つまり巨大なダムの建設である。」⁽²⁹⁾と、大容量貯水式水力発電を礼賛する。

すでに指摘したように、1951年に日本発送電が解体され9電力が設立されて、国会会社電源開発会社が設立されて、大々的に「大きなダムの建設」がおこなわれた。

関西電力の黒部第四発電所の建設もその一つであった。梅棹は、「関西電力は、電源などとは性格が異なる。それは一企業にすぎない。一企業が、これだけ巨大な仕事に、よく思いきって手をつけたものだ。じっさい、関西電力は、クロヨンの成功に社運をかけているときく。」⁽³⁰⁾

まさにそうなのであろう。そうした時、黒部第四発電所の建設を批判することは、「無智な文化人」のすることであるというわけである。

急激に拡大する関西方面の「電力の需要」を当て込んで、「社運をかけてでも、大電力資源を開発しなければならない」というのが関西電力のお家の事情である。企業にとってそれは「日本史はじまって以来の大工事。会社は社運を賭し当事者としてはもちろん、男一生の仕事と覚悟してかかっている。」⁽³¹⁾。当事者にとってはまさにそうしたことであろう。

しかしだからといって黒部第四発電所建設で自然を破壊してもよいということにならない。黒部第四発電所建設は、「日本史はじまって以来の大工

事」だからということだけで決して美化されてはならない。

「原子力発電」に賛成する梅棹をここでは批判するのは、問題をいたずらに複雑にするので避けよう。

ただ最後に、「文明は後へもどることができないのだ。」⁽³²⁾ という論点にだけ反論したい。確かに世上では、戦後の高度成長がはじまって、新たに展開される「現代技術と産業の偉大さ」を無条件で礼賛し、肯定してきた。そうした文明が反省期に入っている今日、文明のある部分については後戻りさせる必要があるのではないか、文明の暴走をこれまでのように容認してはいけないのではないか、という主張は今では常識の類である。今や大量生産過剰浪費、戦争経済、地球の環境汚染など、文明の作り出す技術すべてを批判することも必要である。

以上のように、梅棹は、関西電力の御用学者よろしく、国立公園内の自然破壊をとまなう電源開発に、情熱とロマンを感じて参加する経営者、技術者の心情、自信、論理に同情を感じ、クロヨン開発を徹底的に擁護した。

梅棹は、クロヨン開発が、関西電力の、一方では利潤の極大化を意図した大規模開発であることを無視し、大型開発、大規模投資がアブリアリに善であり、国民の利益だと錯覚している。

確かに小規模開発、小規模投資では、大型開発技術は開発できず、長期的な他企業との競争に勝てない。結局関西電力のクロヨン開発は、社会のためでも国民のためでもなく、競争に打ち勝つための企業戦略からでてきた開発計画にすぎず、それゆえに営利主義に反する自然保護を容認できないのである。

私は、衰退産業炭鉱史から学問を開始し、衰退産業である鉱山業の労資関係の研究で研究生生活を閉じたから、業界や企業から一銭の資金的支援もうけたことがない。それ故に業界や企業に恩義がない。

関西電力のヘリで見学し、関西電力からもらった資料でものをいう梅棹は、関西電力に批判的でありえない。梅棹は、結局、クロヨンが、国立公園内の開発であることの意味を何も論じることなく、「いわゆる文化人」が

電力問題に無智であり、自然保護をとる登山家を自然保護の錯覚者として批判しても、心ある登山家たちが、国立公園内の自然を保護するために開発反対論を唱えていることに一切言及しない。

私も、もし黒部第四発電所が、国立公園内に存在しないのであれば、決して自然保護一般の理由で建設計画に反対しはしない。恐らくクロヨン反対者の総てがそうであったであろう。

梅棹のような主張は、今日ではそうみられるものではないとはいえ、黒部第四発電所建設反対運動について論じる場合には、当時、黒部第四発電所建設に積極的に賛成してきた学者・登山家の意見として決して無視しえないものであり、また今日でもまた批判しておかなければならない暴論であることには違いない。

以上のように、梅棹の主張は、徹頭徹尾、黒部溪谷が国立公園内の重要な国宝的自然であり、法律によって保護された存在であることを無視し、単なる山岳の自然であるかのように扱い、一般的な山岳を開発することの正当性と必要性とにすり替え、反対者を非難しているのである。ここでは、国立公園というシステムが如何に国民的レベルで認知されていないかわかる。

また彼の言辞は、一般的にみて自然を開発する場合に、何を注意し、心掛けるべきかという問題を提起し、国民的なレベルで十分に理解されていなかったということを明らかにしている。

最後に指摘すれば、1957年に梅棹が展開した反自然保護的意見、あるいはクロヨン礼賛の主張にたいして、国立公園協会や日本自然保護協会は、これをまったく無視するだけで何らの反論、批判もしていなかったことである。

梅棹批判のついでながら、1960年代半ばのベストセラー、木本正次『黒部の太陽』についても論じておきたい。

木本正次『黒部の太陽』は、『毎日新聞』の夕刊に、1964年5月27日から9月19日まで連載され、同年11月に単行本として出版されたものであ

り、黒部第四発電所建設中の著書ではなかったが、クロヨン開発礼賛の一つであった⁽³³⁾。

木本『黒部の太陽』は、クロヨン建設のドキュメンタリー小説であり、クロヨンの建設の苦勞話であり、公表されて以来多くの読者をえ、映画『黒部の太陽』の原作ともなった。しかし本書の内容は、エピソードを除けば、梅棹の論旨とまったく同じ黒部第四発電所建設礼賛である。

木本『黒部の太陽』は、クロヨン建設の技術的困難を、経営トップから技術者、一般社員、あるいは関係労働組合員、果ては社員の家族が、一丸となって乗り越え、日本の歴史において初めての辺境での壮大なダム建設を成功させていく人々の汗と涙と栄光を描いたものである。

しかしここでは、クロヨン建設の礼賛、美化だけがあり、日本における最も貴重な自然、風景を有する黒部溪谷がダム建設のために無残にも破壊され、永久にわが国から消し去っていったという事実、その損失についての記述はまったくない。本書は、だから、自然破壊の礼賛となっている恐るべき本である。

『黒部の太陽』の目的は、そうした事実を書き込むことではないとはいえ、物事に光と影があるとすれば、壮大な開発の陰についてももしっかり記述すべきであった。そうしたことが、日本人の自然保護を幾分でも高めることに貢献したはずである。

貴重な自然を破壊した黒部開発の負の側面が、日本人の自然保護意識を高める役割を果すことになれば、それを人は自然破壊の罪滅ぼしと呼ぶ。われわれもまた、この失敗から大いに学ぶことができる。

この木本の『黒部の太陽』は、1968年に熊井啓監督、石原裕次郎主演で映画化され、好評をばくした。しかし残念ながら私はそれをみる機会がなかったが、シナリオなど読めば、黒部第四発電所建設を美化するものであったことは間違いない⁽³⁴⁾。

そこで映画『黒部の太陽』の映画批評をみてみよう。例えば1968年の左翼文学誌『新日本文学』で2人の論客が批評している。

その一人櫛野義明は、かなり詳しい批評をおこなっている。ここではストーリーを追うわけにもいかないのに、櫛野の発する批判的論点のみを抜粋してみよう⁽³⁵⁾。

彼は、この映画は、「ドキュメント」と名うっているが、「全く詐称である」、『真実』からはるかに遠ざかって『ウソ』になってしまっている」という。何故ウソになるのかは、後論で展開されるが、クロヨンのドキュメントとは何か、まさにそれが問題だ。

「かつて『日本列島』における熊井啓には、まだ抵抗の姿勢らしきものが見うけられました。ここにはもはや、弱々しい反抗のポーズしかなく、完全に資本の論理に屈し、転向してしまっているように思われます。熊井氏のこの映画は、まぎれもない資本のPR映画です。」

私は、熊井が左翼から「転向」したかどうかといった問題には関心がないが、この映画が「資本のPR映画」だとの指摘には関心がある。事実、この映画は、左翼の人には電産闘争を弾圧した人として忘れられない人物、関西電力の社長太田垣を美化し、「世紀の難事行黒部ダムの建設」、就中破壊帯という掘削困難を突破してトンネル掘を成功させる「工学技術の勝利」を賛美する映画だったという指摘に注目したい。

もう一つの映画評は、詩人関根弘のもので、「観客の動員力におどろいた。」といいつつ、明らかにこの映画に不快感を示しているだけで、何も批評しようとさえしない⁽³⁶⁾。

1968年の4月の『映画批評』で林正樹は、櫛野と同じような切り口から批評し、「一種のスポンサー・ドラマ」である証しとしてこの映画が、「関電や熊谷組の双方を挙げての協力」をえ、「豊川に建設された映画のための巨大な関電トンネル」、「この地上トンネルと、破壊帯にぶつかったときの崩壊出水装置、それからたくさんの労務者のエキストラ」の提供によって製作されたことをあげている⁽³⁷⁾。

「スポンサーの協力なしに之をやるとしたら、制作費はさらに億単位でかさねらう。」「とにかく、この協力なくしてはあり得ない映画である。」

こうして出来た黒部第四発電所建設の美化、賛美は、国民に如何なる影響を及ぼすことか。

いずれの映画批評にも欠落した論点は、黒部第四発電所建設が、国立公園内の貴重な大自然を残酷無比にも大破壊したということについて何も批判せず指摘さえもしないということである。

私が危惧したように、映画『黒部の太陽』は、自然破壊を礼賛し、自然保護に関心をもつ国民に自然保護の必要性を放棄させる毒薬だったのである。

しかも映画『黒部の太陽』を批判した文化人が、実は自然保護にまったく無関心だったという事実に私は驚かざるをえない。梅棹がいうのと反対の意味でこれらの映画批評家は、残念ながら「無知な文化人」だったと指摘しておかなければならない。

なお『帝銀事件』や『日本列島』などの映画監督であり、社会派として知られる熊井啓が、何故、国立公園内の大自然を破壊するクロヨン開発礼賛映画を作ったか、私には大きな謎である。この映画作製を引き受けるまで、2年間映画製作に従事できなかった熊井の私的事情が考えられるが、なぜ電力資本や建設資本の力を借りてクロヨン礼賛を作らなければなかったのか、それほど日本の文化人・芸術家は自然保護に無知だったということか、私にはこの疑問が解けない。

注

- (1) 梅棹忠夫「黒部峡谷」は、雑誌『総合』（東洋経済新報社）、1957年8月号所載。この小論は、1963年に「クロヨンとわたし」と改題し、黒部に関する4本の論稿からなる、梅棹、冠、安川、足立編『クロヨン』、実業之日本、と題する単行本に収録されている。ここでは、この単行本の頁を引用しておきたい。
- (2) 前掲『クロヨン』、27頁。
- (3) 同上、33頁。
- (4) 同上、34-5頁。
- (5) 同上、19-20頁。

- (6) 同上, 22-3頁。
- (7) 同上, 23-4頁。
- (8) 同上, 24頁。
- (9) 同上, 26頁。
- (10) 同上, 27頁, 30頁。
- (11) 同上, 27-8頁。
- (12) 同上, 31頁。
- (13) 同上, 31頁。
- (14) 同上, 37頁。
- (15) 同上, 42頁。
- (16) 同上, 44頁。
- (17) 同上, 45頁。
- (18) 同上, 45頁。
- (19) 同上, 46頁。
- (20) 同上, 47頁。
- (21) 同上, 48頁。
- (22) 同上, 48頁。
- (23) 同上, 49頁。
- (24) 同上, 49頁。
- (25) 同上, 49頁。
- (26) 同上, 50頁。
- (27) 同上, 50頁。
- (28) 同上, 51頁。
- (29) 同上, 52頁。
- (30) 同上, 52-3頁。
- (31) 同上, 53頁。
- (32) 同上, 57頁。
- (33) 木本正次『黒部の太陽』, 毎日新聞社, 1964年。
- (34) 熊井啓監督『黒部の太陽』の映画化事情については, 熊井啓『黒部の太陽
ミフネと裕次郎』, 新潮社, 2005年を参照。しかしそこには自然破壊につ
いての反省は一言もない。なおこの本には映画のシナリオが掲載されてい
る。
- (35) 『新日本文学』1968年5月号, 169-71頁。
- (36) 同上, 1968年8月号, 161頁。
- (37) 『映画評論』1968年4月号, 89-93頁。

7 小括

日本自然保護協会の黒部第四発電所建設計画反対運動は、計画絶対反対を唱えていながら、何故条件付で賛成し、敗北したのか。

この問いは、これまで国立公園研究史の中で決して発せられなかった問いである。私は、あえてこの問いにチャレンジしてみたい。『自然保護のあゆみ』は、全体として、黒部第四発電所建設計画反対運動の敗北について意図的に論じることを避けて、深く踏み込まない。日本自然保護協会もまた「電源開発と黒部峡谷」という『国立公園』誌の特集が組まれたが、この問いを発していないし、特集の目玉論文というべき田村剛の「黒四計画の認可について」においても、この問題について立ち入った言及がなされていない。ここには、批判的にふれてはいけない日本の産業開発優先主義神話にまとわれた黒部第四発電所建設のタブーがある。

ここでは黒部第四発電所建設計画反対運動敗北の原因について分析して、本稿の結びとしたい。日本自然保護協会の黒部第四発電所建設計画反対運動は、何故敗北したのか、同じ事であるが何故勝利できなかったのか。

敗北の原因は、単純化していえば、一方で黒部第四発電所建設計画を实行しようとした開発勢力が、極めて強力かつ巧妙であったということであり、他方では反対運動をおこなった自然保護運動の勢力自体が弱く、関西電力の計画実行力にねじ伏せられて、絶対反対を貫徹せず敗北したということである。何らかの争いの勝負というものは、そういうものである。強いものが勝ち、弱いものが負ける。

しかし日本自然保護協会の敗因は、決してそんな単純な話で済むものではなく、複雑で多層的である。まず黒部第四発電所建設計画を实行しようとした開発勢力が勝利した要因について分析してみよう。

こまかくは4点を指摘できる。

第1の勝因は、政府が自然保護を無視して電源開発政策を強行し、黒部

第四発電所建設計画を強力に支援したことである。第2の勝因は、政府が、国立公園審議会の体制内化をはかり、黒部第四発電所建設計画に支持をとりつけたことである。第3の勝因は、黒部第四発電所建設計画が、反対運動を抑制し吹き飛ばしてしまう、特殊な仕掛け、大型の観光開発計画をともなっていたということである。第4の勝因は、関西電力の黒部第四発電所建設計画が、反対運動を意識して、14条件にわたる大幅な妥協案を提起することによって、反対運動をねじ伏せる巧みさを示したことである。

他方、反対運動をおこなった自然保護運動の勢力が敗北した要因についても、6点ほど指摘できる。

第1の敗因は、日本自然保護協会を中心とする反対運動が、まだ反対運動組織として極めて未熟であり、反対運動を十分に組織し準備することができなかったことである。

第2の敗因は、1の論点とも関連するが、日本自然保護協会を中心とする反対運動に、関西電力の計画実行について判断の甘さがあって、事前に反対運動の十分な準備ができなかったことである。

第3の敗因は、黒部第四発電所建設予定地が遠隔地にあり、社会的に孤立していたという地理的な不利さがあったことである。

第4の敗因は、黒部第四発電所建設絶対反対論の理論的の弱さを指摘しなければならない。黒部第四発電所建設絶対反対論は、国民的世論を動かす、地元県民を説得し、反対運動を盛り上げる説得性を欠いていたことである。

第5の敗因は、日本自然保護協会を中心とする反対運動に、組織的な混乱があったことを指摘しなければならない。反対運動は、おもに国立公園審議会と日本自然保護協会の関係の曖昧さ、癒着といった問題をかかえていたことである。そうした反対運動上の弱点は、運動を弱体化していたといわなければならない。

第6の敗因は、日本自然保護協会を中心とする反対運動は、結局、結果として十分世論を動かす国民的な運動にいたらず、地元住民の中に十分に

広がることができず、孤立していたということである。

以上の論点を詳しく検証してみたい。

まず前段の論点について、詳しく検討してみよう。

黒部第四発電所建設計画推進勢力が、勝利した第1の要因は、戦後後期に戦後前期に不安定であった保守政権が、吉田内閣によってようやく強固になり、戦後復興政策を実施し、とくに強固な電源開発政策を実施し、黒部第四発電所建設計画を強力に支持したことである。

戦後前期の保守政権は、間に社会党政権が挟まっていたが、社会全体が民主化を許容する雰囲気の中で、国立公園政策についていえば、国立公園内の自然保護をおこなうために産業開発を規制する姿勢を幾分とも保持していた。それはGHQの自然保護を重視する国立公園政策や1948年の「国立公園要綱」に端的に示されている。

しかし1951年の日本の独立以降、吉田政府は、独自性を強化し、日本の政治、経済・産業の再建に取り組んだ。典型的な事例は、電源開発計画の実行である。吉田政府は、幾つかの国立公園内において電源開発計画をすすめようとした。

しばしば指摘してきたように、中部山岳国立公園内では黒部第四発電所建設計画、上高地ダム化による発電所建設計画、日光国立公園内では尾瀬ヶ原ダム化による発電所建設計画、吉野熊野国立公園内の北山川系発電所建設計画、大雪国立公園内では層雲峡発電所建設計画、洞爺支笏国立公園内の豊平発電所建設計画などが問題となった。

吉田内閣は、こうした電源開発を経済再建の中心的事業に据えて積極的に実施しようとした。こうした流れは、政権の安定化によっていっそう加速され強められた。

ちなみに上条末夫氏の研究によって戦後の衆議院選挙における保守党勢力の議員数と得票数をみてみよう。

保守2党は、1947年の選挙では、315名を当選させ、得票の68%を獲得して、戦前来の保守支配を維持していた。さらに、戦後前期が終了して戦

表1 衆議院選挙における保守系の議席と得票率

	保守系		社会党系		共産党	
	議席	得票率	議席	得票率	議席	得票率
47年4月	315	68.0	143	26.2	4	3.7
49年1月	370	72.0	47	13.5	35	9.6
52年10月	346	74.2	101	21.2	0	
53年4月	320	69.4	138	26.6	1	
55年2月	307	66.2	156	29.2	2	2.0
58年5月	297	63.6	166	32.9	1	
60年11月	302	66.6	162	27.6	3	2.9
63年11月	295	59.5	167	29.0	5	

注 上条末夫『戦後日本の総選挙』, 北樹社, 1991年, 16頁, 18頁, 41頁, その他, から作成。社会党系には社会党左右の両派, 社会党から分裂した民社党も含む。

戦後後期の初めにかけて, 1949年から1952年にかけて保守系議員は370名, 346名と増加し, 得票率でも72%, 74.2%と, 保守支配の絶対安定度を示した。戦後後期の1953年, 55年, 58年の3回の選挙では, 議員数と得票率をやや減少させたが, 議員数も60%以上を維持し, 得票率も69.4%, 66.2%, 63.6%を確保し, なお圧倒的な支配力を維持していた。

他方, 中道左派的な社会党系(左派・右派を抱えた)は, 戦後後期から若干勢力を伸ばしているが, 得票数の3分の1を超えていない。またラジカル左派の共産党は, 1949年に35名の議員を選出し, 9.6%の得票率を獲得して盛り上がったが, その後, 凋落し, 戦後のラジカルな勢力を一举に低減させた。これは, 戦後後期にかけてラジカルな民主主義の社会的な雰囲気急速に失われていったことを象徴している。

こうした政治的な雰囲気は, 保守政権を強化し, 保守政権の経済再建政策が支持されたことを示す。吉田政府の経済再建策は, その反面である国立公園内の自然保護にたいする軽視, 無視策をとらない, 国立公園法が重視した自然保護政策を軽視し, 当然, 国立公園審議会や日本自然保護協会の国立公園内の産業開発反対, 計画の中止, 撤廃提案を無視して, 開発を強行することになった。

それは, 電力不足という経済事情を解決するという至上命令を口実にし

て実行され、世論の支持をえることができた。世論は、戦後前期と違って「電力かコケの保存か」といった論争から、明らかに「自然保護より産業開発」へと傾いていたのである。

こうした流れの中で、黒部第四発電所建設計画に絶対反対し、計画を放棄させることは非常に困難であり、容易ならざることであったといわなければならない。

黒部第四発電所建設計画推進勢力が、勝利した第2の要因は、政府が、自然公園審議会の体制内化をはかり、黒部第四発電所建設計画の支持をとりつけ、自然公園審議会内部の反対意見を押しさえ込むことができたことである。

1951年には国立公園審議会は、阿寒国立公園内の雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画に反対し、厚生大臣が認可を与えるまで反対し続けた。政府は、そうした事態を苦々しく感じていたに違いない。

その後政府は、すでに指摘したように、自然保護派の委員比率を縮小して体制的な国立公園審議会委員を多く選出して、1956年2月に諮問された黒部第四発電所建設計画に国立公園審議会が反対しないように努めた。当時、国立公園審議会内部では自然保護協会に属する数人の委員の反対意見があったが、国立公園審議会とし反対を表明することさえできなかった。

表2 国立公園委員会等委員の自然保護団体参加者数 (%)

	尾瀬保存期成同盟	日本自然保護協会
1949年 国立公園中央委員会	15名 (32.6)	15名 (32.6)
1951年10月現在 国立公園中央委員会	11名 (25.6)	10名 (23.2)
1953年12月任命 国立公園委員会	10名 (22.2)	12名 (26.7)
1957年12月任命 自然公園委員会	9名 (20.0)	9名 (20.0)

注 国立公園委員会、国立公園審議会の委員名、経歴については、これまでの論稿で示してある。ただ、1953年12月任命の国立公園委員会の委員名について、資料をみることができなかったが、『国立公園』誌51号、1954年1月に掲載されていた。遅ればせながら、ここで発表しておきたい。

表3 1957年自然公園審議会委員一覧(12月)

氏名		尾瀬保存期 成同盟参加	日本自然保 護協会参加
会長 下村宏	元通信省官僚, 元拓大学長		
現役官僚			
藤原節夫	元保守党役員, 総理府総務副長官		
村田繁			
北島武雄	大蔵省官僚, 国税局長官		
岡田孝平	文部省官僚, 文化財保護委員会事務局長		
田辺繁雄	厚生省官僚, 厚生省事務次官		
大山正	厚生省大臣官房国立公園部長		
山口正義	厚生省衛生局長?		
石谷憲男	農林省官僚, 林野庁業務部長		
福井政男	通産省官僚, 鉱山局長 ('60年)		
小出栄一	通産省官僚, 公益事業局長 ('58年)		
細田吉蔵	運輸省官僚, 観光局長		
町田稔	建設省官僚, 計画局長		
富樫凱一	建設省官僚, 道路局長		
学識経験者1			
元官僚			
下村宏	元通信省官僚, 元拓大学長		
石神甲子郎	元厚生省・国立公園官僚		
葛西嘉資	元厚生省官僚, 日赤副社長		
藤原孝夫	元厚生省官僚, 国立公園協会囑託		
浜野規矩雄	元厚生省予防衛生局長, 藤楓協会理事		
児玉政介	元厚生省官僚事務次官, 元秋田市長		
田村剛	元国立公園官僚	○	○
足立収	元内務省神社局官僚		
吉坂俊蔵	元戦後内務社会局長		
金森誠之	元内務省官僚, 河川技師		
折下吉延	元宮内技師, 造園家	○	○
平山孝	元運輸省官僚		
安芸皓一	元安本資源調査会事務局長, 元建設省官僚		
西尾寿男	元運輸省官僚, 鉄道弘済会理事長		
磯田好裕	元大蔵官僚		
東竜太郎	元東大教授, 元厚生官僚, 日本体育協会会長		
学識経験者2			
政治家・実業家			
山縣勝見	元厚生大臣 ('52-54), 政治家		
根津嘉一郎	東武鉄道社長		
浜口雄彦	銀行役員		
諸井貫一	秩父セメント社長		
松方三郎	共同通信, 登山家	○	○
犬丸義一	帝国ホテル支配人		

渡辺鉄蔵	元東大教授・議員，東宝社長		
樋口重雄	日本鉱業協会副会長（'67年）		
松根宗一	日本電気連合会常務理事		
岸衛	国立公園施設協会会長	○	○
学識経験者 3			
学者・大学教授			
鍋木外岐雄	東大学教授（動物学）	○	○
田中敬爾	立正大学教授（地理学）	○	○
辻村太郎	東京大学教授（地理学）	○	○
本田正次	東大教授（植物学）	○	○
三浦伊八郎	元東大教授，日本山林会理事長	○	○
谷口吉郎	東工大教授（建築家）		
福島慶子	評論家		
幹事（省略）			

注 『国立公園』No.51, 12-3頁，その他，資料から作成。

表4 1957年自然公園審議会委員の経歴・職歴別構成

役職	員数	%
現役官僚	13	28.8
総理府	1	
厚生	3	
文部	1	
農林	1	
通産	2	
建設	2	
運輸	1	
大蔵	1	
不明	1	
学識経験者 1 元官僚	15	33.3
厚生	6	
内務	3	
逓信	1	
安本	1	
運輸	2	
宮内	1	
大蔵	1	
現役官僚+元官僚	28	62.2
学識経験者 2	10	22.2
国会議員・政治家	1	
実業家	9	
学識経験者 3	7	15.5
学者・大学教授、評論家		
林学	1	

建築学	1	
植物学	1	
動物学	1	
地理学	2	
評論	1	
合計審議委員数（臨時含む）	45	100.0

注 幹事は、現役官僚なので省いた。表3より作成。

表5 1957年自然公園審議会委員一覧（12月）

氏名		尾瀬保存期 成同盟参加	日本自然保 護協会参加
会長 下村宏	元通信省官僚，元拓大学長		
現役官僚			
藤原節夫	元保守党役員，総理府総務副長官		
村田繁	？		
北島武雄	大蔵省官僚，国税局長官		
岡田孝平	文部省官僚，文化財保護委員会事務局長		
田辺繁雄	厚生省官僚，厚生省事務次官		
大山正	厚生省大臣官房国立公園部長		
山口正義	厚生省衛生局長		
石谷憲男	農林省官僚，林野庁業務部長		
福井政男	通産省官僚，鉱山局長		
小出栄一	通産省官僚，公益事業局長		
細田吉蔵	運輸省官僚，観光局長		
町田稔	建設省官僚，計画局長		
富樫凱一	建設省官僚，道路局長		
学識経験者1			
元官僚			
下村宏	元通信省官僚，元拓大学長		
石神甲子郎	元厚生省・国立公園官僚		
葛西嘉資	元厚生省官僚，日赤副社長		
藤原孝夫	元厚生省官僚，国立公園協会囑託		
浜野規矩雄	元厚生省予防衛生局長，藤楓協会理事		
児玉政介	元厚生省官僚事務次官，元秋田市長		
田村剛	元国立公園官僚	○	○
足立収	元内務省神社局官僚		
吉坂俊蔵	元戦後内務社会局長		
金森誠之	元内務省官僚，河川技師		
折下吉延	元宮内技師，造園家	○	○
平山孝	元運輸省官僚		
安芸皓一	元安本資源調査会事務局長，元建設省官僚？		
西尾寿男	元運輸省官僚，鉄道弘済会理事長		

磯田好裕	元大蔵官僚		
東竜太郎	元東大教授, 元厚生省官僚, 日本体育協会会長		
学識経験者 2			
政治家・実業家			
山縣勝見	元厚生大臣 ('52-54), 政治家		
根津嘉一郎	東武鉄道社長		
浜口雄彦	銀行役員		
諸井貫一	秩父セメント社長		
松方三郎	共同通信, 登山家	○	○
犬丸義一	帝国ホテル支配人		
渡辺鍬蔵	元東大教授・議員, 東宝社長		
樋口重雄	日本鋳業協会副会長 ('67年)		
松根宗一	日本電気連合会常務理事		
岸衛	国立公園施設協会会長	○	○
学識経験者 3			
学者・大学教授			
鍋木外岐雄	東大学教授 (動物学)	○	○
田中敬爾	立正大学教授 (地理学)	○	○
辻村太郎	東京大学教授 (地理学)	○	○
本田正次	東大教授 (植物学)	○	○
三浦伊八郎	元東大教授, 日本山林会理事長	○	○
谷口吉郎	東工大教授 (建築家)		
福島慶子	評論家		
幹事 (省略)			

注 『自然保護行政のあゆみ』, 484-5頁, その他, 資料から作成。

表6 1957年自然公園審議会委員の経歴・職歴別構成

役職	員数	%
現役官僚	13	28.8
総理府	1	
厚生	3	
文部	1	
農林	1	
通産	2	
建設	2	
運輸	1	
大蔵	1	
不明	1	
学識経験者 1 元官僚	15	33.3
厚生	6	
内務	3	
通信	1	

安本	1	
運輸	2	
宮内	1	
大蔵	1	
現役官僚+元官僚	28	62.2
学識経験者2	10	22.2
国会議員・政治家	1	
実業家	9	
学識経験者3	7	15.5
学者・大学教授、評論家		
林学	1	
建築学	1	
植物学	1	
動物学	1	
地理学	2	
評論	1	
合計審議委員数（臨時含む）	45	100.0

注 幹事は、官僚なので省いた。表5より作成。

表2をみれば明らかなように、戦後後期に入って国立公園委員会や国立公園審議会の委員の中で、尾瀬保存期成同盟や日本自然保護協会への参加者が急減している。尾瀬保存期成同盟参加者の高齢化で国立公園委員会や国立公園審議会へ同盟参加者が低下しているのは否めないが、日本自然保護協会参加者は、高齢化とは関係がなく、1949年から次第に激減している。国立公園委員会や国立公園審議会へ自然保護派の参加が少なくなり、国立公園内の開発に反対し自然保護を強調する声のだしにくい雰囲気が強まったことが明らかである。

黒部第四発電所建設計画推進勢力が、勝利した第3の要因は、黒部第四発電所建設計画が、反対運動を抑制し吹き飛ばしてしまう特殊な仕掛け、すなわち、富山県内の地元だけでなく、中央の反対運動を押さえ込み、地域社会だけでなく中央の観光業界からも大きな支持をえられる大型の観光開発計画を内包していたということである。

これはすでに詳しく論じたことであり、改めて指摘するまでもないことである。

かつてふれたように、戦前の第三発電所の開発時から、資材運搬鉄道のトロッコは、観光客に開放する方式として経験したことであり、1950年頃の最初の黒部第四発電所建設計画でさえ、観光開発計画をとまっていた。そして最終計画では、立山室堂～黒部ダム～大町というアルペン観光コースが提起されて、富山県、長野県の観光業に大きな貢献が期待された。

こうした電源開発の観光化は、電源開発への反対運動を消沈させるに十分であった。この点は、後に、尾瀬、上高地のように電源開発反対に成功したケースと比較すればより明瞭である。開発を阻止された尾瀬ヶ原の電源開発計画は、尾瀬の観光化に資することは何もなく、地域住民や少ない山小屋経営者がこぞって反対運動に参加し途中で賛成にまわることなどなかった。

上高地ダム化計画の場合も同じで、上高地のダム化は観光業に対立こそすれ何も資することがなく、上高地の地域内の少ない住民、観光業者、さらには周辺地域住民がこぞって上高地ダム化計画反対運動に参加した。

そうした側面が黒部第四発電所建設計画の場合には決定的に欠けていた。地域住民や観光業界は、こぞって黒部第四発電所開発がもたらす立山・黒部の観光化に賛成したのである。黒部第四発電所建開発反対運動は、そうした立山・黒部の観光化への期待の前に消沈し弱体化を余儀なくされたのである。

黒部第四発電所建設計画推進勢力が、勝利した第4の要因は、これもすでに詳しく論じたように、黒部第三発電所建設反対運動の経験を汲んで、関西電力が自然保護、建設反対運動を意識して柔軟に対応し、かなり自然保護運動・建設反対運動の要求を入れて、大幅な妥協案を提起することによって、反対運動を氷解させる巧みさを示したことである。

明らかに、日本自然保護協会の反対運動は、この妥協案を前に容易に反対の旗を降ろさざるをえなかった。

また地元農民の反対勢力も、水温の冷却化による米作被害を予想して反対していたが、関西電力が冷却化被害を回避する施策を施すという協定を

結ぶことによって、容易に反対の旗を降ろした。地元農民の妥協は、もともと電源開発そのものに反対していたわけではなかったので当然であるが、関西電力の妥協的な姿勢が功を奏したと指摘しなければならない。

以上のように、黒部第四発電所建設計画推進勢力は、政府、産業界、世論の支持を背景にして黒部第四発電所建開発計画を実施することに成功したのである。

つぎに後段の黒部第四発電所建設計画反対運動の敗因について詳しく検討してみよう。

第1の敗因は、一般的言い方だが、日本自然保護協会を中心とする反対運動が、まだ反対運動組織として極めて未熟であったことである。

日本における自然保護運動は、欧米のように長い伝統もなく、強力なものではなかった。日本の自然保護運動は、戦前来、おもに国立公園内の産業開発に反対する運動をおこない、それゆえ多分に官製的な性格をとまっており、大衆的な性格を欠き、独自の自然保護思想を十分に確立していたとはいえない。他方、日本で古くから存在していた反体制的な鉱害運動などは、公害反対の運動であっても、自然そのものの保護運動ではなかった。

日本自然保護協会は、1952年に尾瀬ヶ原の電源開発反対運動をおこなった尾瀬保存期成同盟を母体に生れ、阿寒国立公園内の雌阿寒硫黄鉱山開発反対に取り組みながら組織された。日本自然保護協会は、産業開発に反対して自然を保護する運動の経験を十分に蓄積することなく、組織的にも未熟なまま1951年に計画された黒部第四発電所の建設計画反対運動に取り組まなければならなかった。

関西電力の強力な黒部第四発電所建設計画に対抗するにはあまりにも組織が弱体であったり、そして黒部第四発電所建設計画反対運動の立ち上げがあまりにも遅くなったということが指摘できる。

第2の敗因は、第1の論点とも関連するが、日本自然保護協会を中心とする反対運動に、関西電力の計画実行についての判断の甘さがあったことである。

黒部第四発電所の建設計画は、戦前にもあったし、戦後早くも1951年に提起され、日本自然保護協会もそれに気づいていたはずである。それにもかかわらず、その後、1955年に最終的な黒部第四発電所建設計画が提起されるまで、日本自然保護協会には、反対運動を積極的に組織しようとした気配が感じられない。

日本自然保護協会が黒部第四発電所建設計画問題を具体的に提起したのは、1954年から関西電力が黒部第四発電所建設計画の本格的現地調査を開始した後の、1955年6月8日の特別委員会からであった。

すでに指摘したようにこの会議で「第三発電所より上流に発電所を建設することは、技術的に困難とみられていたが、最近に大規模のものが計画されている」ということが指摘されている。

また1956年4月20日の「黒部川第四発電所計画に関する反対の再陳情」の中に「関西電力が黒部川第四発電所を設置する計画に関しては、去る（1955年のこと―引用者）7月9日付を以て反対の陳情を行い、関係各方面の猛省を促したが、其の後意外にも該発電計画は、着々として工事の手續を進め、事態が窮迫した模様である」とある。

日本自然保護協会は、計画が「技術的に困難」であるとか、「意外にも該発電計画」がすすめられたとか捉えており、もしかして計画は実行されないのではないか、という甘い判断があったように推測される。

そうした甘い判断が、1951年から提起されていた黒部第四発電所建設計画に反対する運動を早くから準備することを怠る原因をつくったのではないだろうか。こうした弱点は、田村剛らこの運動の指導者の弱点でもあったことはいままでもない。関西電力の周到な準備にたいして日本自然保護協会の計画にたいする安易な対応は、勝負が初めからみえていたといわなければならない。

もし1951年9月の黒部川の水利権更新に際して関西電力に水利権を認めない運動に成功していたとすれば、クロヨンの建設はありえなかったのである。

第3の敗因は、黒部第四発電所建設予定地が遠隔地にあり、社会的にも孤立していたということである。

つまり、一つは、黒部第四発電所建設予定地が黒部峡谷の山奥にあり、一般にエキスパートの登山家以外に知られていなかったこと、二つに、黒部第四発電所建設予定地には住民が住んでおらず、直接被害者がでたりせず、現地から反対ののろしを上げられなかったこと、具体的に破壊される現場のイメージが描きにくかったこと、などが、反対運動を広めにくくしたということである。

これは、全国的に知名度の高かった尾瀬や上高地の電源開発の場合とくらべると極めて明確となる。両地で電源開発が計画されているとなれば、次稿で詳しく検討することになるが、自然保護団体はいうにおよばず、学者文化人、登山会、観光業界、地元住民、など広範な人々、全国的な反対が容易におきたのである。

第4の敗因は、黒部第四発電所建設絶対反対論に理論的な弱さがあったことである。詳しくはさらに三つの論点が指摘できる。

黒部第四発電所建設絶対反対論には、第1に、雌阿寒岳鉦山開発計画に反対したときの4回の陳情書にみられたような、周到にして詳細な反対論が欠けていたように思われる。

黒部第四発電所建設反対の陳情書は、3回公表され、その文面の分量は、1951年7月のものが1056字、1956年4月のものが429字、1956年5月のものが330字（反対論のみ）で、合計1815字であった。

これにたいして雌阿寒岳鉦山開発計画反対の陳情書の場合は、4回公表され、1946年7月のもの1881字、1946年10月のもの429字、1946年11月のもの1452字、1952年1月のもの1650字、合計5412字であり、黒部第四発電所建設反対の陳情書は、字数的にみて、雌阿寒岳鉦山開発計画反対の陳情書の3の1に過ぎなかった。明らかに黒部第四発電所建設反対論は、論調が如何にも弱々しく感じられる。

第2に、黒部第四発電所建設絶対反対論には、雌阿寒岳鉦山開発計画に

反対したときの4回の陳情書にみられたような、周到にして詳細な説得力が欠けていたように思われる。

例えば、第1回目の1946年7月(1881字)の雌阿寒岳鉾山開発計画反対の陳情書では、「国立公園」の「特別保護地区」に指定予定地であり、「原始的景観」、「稀に見る優れた大自然景観」、「独り雌阿寒だけが様式的且つ原始性を保つ火山」の「学術的、国宝的価値」を保護するのは、「文化的国家」として「国際的」な使命であるといった主旨が主張されている。

その際には、雌阿寒岳が国立公園であることの強調が4回、学術的価値があることの強調が3回、文化的価値があることの強調が2回みられた。

1951年7月の黒部第四発電所建設絶対反対の陳情書(1056字)では、「中部山岳国立公園の心臓部」であり、「秘境」「岩垂と激流深淵と原始林」の黒部峡谷は、「国際的に誇るに足る」「国家の至宝」であるから、これを破壊する計画には反対であるという論理である。

しかしここでは、「国立公園」や「国家の至宝」としての強調は、それぞれ1回しかなく、文化的、学術的な価値や意義についてはまったく言及されていない。ここでは、雌阿寒岳鉾山開発計画反対の陳情書でふれたような執拗な反対論拠が強調されていない。少なくとも、黒部第四発電所建設地点が国立公園内にあって、開発がおこなわれてはいけな地域であることの強調がまったく足りないのである。

これでは、反対論として説得性を欠くだけでなく、日本自然保護協会の黒部第四発電所建設計画絶対反対の熱意も十分に伝わらなかったかもしれない。日本自然保護協会は、本気で黒部第四発電所建設計画絶対反対をおこなおうとしていたのかという疑問さえ生れる。

第3に、黒部第四発電所建設絶対反対論には、黒部第四地点に代わる代替案の提起が弱かったように思われる。

この陳情書で指摘されている反対の代替論は、黒部第四発電所建設に代わる開発案でなく、「水主火従」から「火主水従」へ、水力発電から石炭、石油を燃料とする火力発電所への転換案であり、「原子力発電」への依存論

である。

この代替論は、それなりに根拠はあるが、「原子力発電」は当時では現実性を欠いていた。火力発電所への転換は有力な代替案であったが、しかし関西電力が黒部川で強行しようとしていた計画に対抗する代替案としてはあまりにも抽象的すぎた。

私は、戦前については、田村剛が指摘していた、黒部第四発電所地点を中止して、国立公園外か重要性の相対的に小さな他の地域で開発をおこなうという代替案を思い出す。

田村剛は「日本電力会社の計画に係る猿飛上流の権利を放棄せしむる場合は、その代償として現在県が権利を獲得したまま全然手を染めざる本流宇奈月下流の分並びに支流黒灘水路の二カ所の権利を会社に譲らるるは一案である。」⁽¹⁾と提案した。これは無視され、黒部第四発電所計画の中止にはいたらなかった。戦前この案で計画が進行すれば、黒部第四発電所建設の悲劇は起きなかったのである。

戦後についても、関西電力が1951年に黒部川第四地点の水利権を申請した際にも、国立公園を守るために申請を許可せずに、相当の発電所建設計画を他の水源地域に求めれば、十分な代替案たりえたのである。

ちなみに、少々荒っぽい検証だが、1960年度から10年後の発電能力をみれば、黒部第四発電所予定の発電量は、黒部第四以外の発電所で充分代替可能であったことが推計される。

すなわち北陸電力だけで、1960年の水力発電能力は165ヶ所、73万KWであったが、1970年には、水力110ヶ所、114万KW、火力4ヶ所、141万KWに増加しており、黒部第四発電所予定24万KWを容易に越える発電能力増になっている。つまり水力発電だけでもその間、41万KW増であり、また火力を含めれば、相当量の発電能力増が予想され、黒部第四発電所分の発電能力を他の発電所によって充分代替可能だったことがわかる。

こうした代替案をもって1951年から反対運動を展開していれば事態は変わったかも知れない。

表7 富山県下の発電能力（水力）

1960年

	発電所	発電能力（単位万KW）
北陸電力	165	73.3
関西電力	14	70.0
富山県	3	3.0
自家用	6	1.8
合計	188	148.1

注 北陸電気協会『富山県の電力と工業』1960年版，1頁による。

表8 富山県下の発電能力

1970年

	水力発電能力 （単位万KW）	火力発電能力 （単位万KW）
北陸電力	114.6	141.2
合計	255.8	

注 北陸電気協会『富山県の電力と工業』1970年版，2頁による。

要するに自社のクロヨン計画を中止できなかったのは、関西電力が、自企業の営利主義を迫及し、技術開発を目的とした大規模な発電所建設にチャレンジするために開発困難な黒部川第四地点にこだわり、国立公園内の大自然としての黒部大峽谷の価値と自然保護を無視したからである。

もし真に残された黒部峽谷の大自然を守ろうとすれば、電力不足のための電源開発と矛盾することなく、私企業の利益を制限して国家的公的立場から黒部第四発電所建設計画を中止する必要があったのである。こうした論理こそ国民や世論を説得することができたはずである。率直に言って黒部第四発電所建設絶対反対論には、そうした論理が欠けていたと指摘せざるをえない。

さらにいえば、黒部第四発電所が観光開発をとまなうという事態についても、黒部第四発電所建設予定地に観光地化の期待をかけるのではなく、別途に大幅な自然破壊をとまわらない形の立山観光化の方策を提起する必要があったのである。自然、歴史の観光化については、ジョン・アリーなどが主張しているように、何でもかんでも観光化することは決して必要な

ことではないという論理も提起すべきであった⁽²⁾。

第5の敗因は、日本自然保護協会を中心とする反対運動に、組織的な混乱があったことであると指摘しなければならない。それは、おもに国立公園審議会と日本自然保護協会の関係の曖昧さ、癒着といった問題である。そうした反対運動上の弱点は、保護運動を混乱させ、反対運動を弱めた。

国立公園審議会委員は、あくまで厚生大臣によって指名される政府の委員会であるが、日本自然保護協会は、自発的に組織された自然保護団体である。

しかし、ここに二つの問題点がある。一つは、日本自然保護協会自体が、国立公園運動から生れた関係で、田村剛を頂点にして厚生省の元官僚、国立公園行政に携わってきた元官僚を多く抱え、彼らの多くが保護協会の指導的な立場に立っていたことである。したがって、日本自然保護協会は、多分に厚生省寄りであり、国立公園行政組織と密接に関連していた。

もう一つは、日本自然保護協会の中心的な指導者層が、国立公園審議会委員を兼ねていたことである。雌阿寒岳の硫黄鉱山開発計画では、日本自然保護協会が強力に反対し、国立公園審議会委員も多くが反対した。

しかし黒部第四発電所建設計画では、絶対反対の審議会委員がいたにもかかわらず国立公園審議会が条件付賛成にまわると、日本自然保護協会は、国立公園審議会が正式に条件付賛成を表明する前に、条件付賛成を表明してしまう。小亀たる国立公園審議会委員がこければ、親亀たる日本自然保護協会もこけるという相互依存関係があったのである。国立公園審議会がまだ白旗を揚げていない時に、日本自然保護協会の特別委員会・協会の主要人物が先に白旗をあげるという事態は、組織論的にも運動論的にもおかしなことである。

日本自然保護協会は、1956年4月20日に開かれた評議員会の計画反対決定にしたがって、最後まで計画絶対反対に終始すべきであった。日本自然保護協会は、国立公園審議会から独立した組織であり、国立公園審議会の意向とは関係なしに、別にあくまで最後まで黒部第四発電所計画に反対す

べきだったのである。そうした毅然とした姿勢こそ、つぎの運動に生かされるはずであった。

ここでは、日本自然保護協会自体のリーダーシップが、確立されておらず、国立公園審議会の有力な委員と日本自然保護協会のリーダーによって事態の解決がはかられたことがわかる。

こうした日本自然保護協会首脳陣の組織論、運動論についての認識不足は、決して自然保護運動にプラスにはならなかった。日本自然保護協会がつねに国立公園審議会の意向に引きずられという悪習を生み、保護協会の独自性を失うことになるからである。

私が指摘してきた日本自然保護協会の官僚的体制的な体質は、そうした保護協会役員と審議会役員の癒着、役割の混同を生みだしてきたのである。

第6の敗因は、日本自然保護協会を中心とする反対運動は、結局、結果として十分に世論、地元住民の中に広がることができず、反対運動が孤立していたということであった。

すでに引用したように、田村剛は、1952年に夏の論文で敗北の原因を、「与論の反響は案外少く、登山界においてすら、これをとりあげる者は稀であった。要するにそれは黒部を知る者が少かつたためであろう。」と指摘し、反対運動が、与論を動かすまでにいたらなかったことをあげている。

では何故反対の世論が高まらなかったのだろうか。田村はこの問いを発しなかった。

それは、これまで指摘してきた5点の理由で、日本自然保護協会が十分に国民、学者・文化人、地域住民の中で反対運動を広めることができなかったからである。

私は、日本自然保護協会が、本当に計画に反対しようとしていなかったのではないか、日本自然保護協会は、闘わずに、敗北を予想していたのでなかったか、とさえ感じる。というのは、これまで自然保護運動がおこなってきたような反対運動が、黒部第四発電所建設反対運動の場合には組織されなかったからである。

ちなみに戦前の黒部第三発電所建設反対運動は、中央でも積極的に組織されたし、国会でも委員会が開催されて反対論が公開された。戦後第1次の尾瀬ヶ原電源開発反対運動は、積極的におこなわれた。上高地のダム化反対運動でも、1956年末から広範な反対運動を組織しえた。

厚生省国立公園部、自然保護協会の首脳たちが、黒部第四発電所建設反対運動の場合は、関西電力の周到な戦略のもとで、戦後の電力不足を背景に、470億円もの巨額な資金を用意して準備した計画に対抗しようとしていなかった嫌いがあるように思われる。

以上のように黒部第四発電所建設の反対運動は、何故敗北したかといえ、闘争相手が4点にわたって強力であり、逆に自然保護運動側が6点にわたる弱点をもっていたからであったということである。

最後にこれらの敗因分析の結論としていいたいことは、もし黒部第四発電所建設反対運動が、指摘した幾つかの弱点を克服して強力であったとすれば、黒部第四発電所建設計画を中止させて、黒部第三発電所上流の黒部川と黒部溪谷を永遠に保存できたに違いないということである。

後に考察するように、尾瀬ヶ原と上高地は、日本自然保護協会を中心とする電源開発反対運動のお陰で現に開発されずに永遠に子孫に残すことに成功しているのであって、黒部溪谷もそうした可能性をもっていたのである。本章の終わりには、雌阿寒岳硫黄鉱山の開発、尾瀬ヶ原、上高地、大雪山層雲峡、支笏湖豊平峡など電源開発計画の検討を踏まえ、戦後国立公園における自然保護運動の総括をおこなうことにしている。

日本自然保護協会は、必ずしも黒部第四発電所建設の反対運動の失敗についての明確な反省、自己批判をおこなっているわけではないが、大雑把にいて、明らかに黒部第四発電所建設の反対運動の失敗から学んで、不十分とはいえ、1957年の自然公園法の制定を画期に、まず財団法人化によって組織強化に取り組み、国立公園の自然保護を強めるために、政策的には国立公園内の自然保護区、特別保護区を積極的に拡大して開発規制をかけることに取り組み、あるいは自然保護教育に取り組んだ。また自然保護

の概念を拡充し、生態学的意味合いをもたせ、鳥獣保護法を制定し、動植物の保護にも取り組むようになっていく。

これらの問題の具体的な検討は、1957年以降の自然公園法下の国立公園運動、自然保護運動について論じる章の課題である。

注

- (1) 拙著『国立公園成立史の研究』, 324頁。
- (2) ジョン・アリー『観光のまなざし』, 法政大学出版局, 1995年, 74-84頁参照。